

令和2年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年3月5日(木)

議事日程(第2号)

令和2年3月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
綿引誠二	総務部長	武藤範幸	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
小瀧孝男	商工観光部長	真中剛	建設部長
磯野初郎	会計管理者	江尻伸彦	上下水道部長
宇野智明	消防長	生天目忍	教育部長
弓野政人	農業委員会事務局長	柴田道彰	秘書課長
塩原正己	総務課長	江幡治	監査委員

事務局職員出席者

笹川雅之	事務局長	鴨志田智宏	次長兼議事係長
小林博則	総務係長		

午前 10 時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 18 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○成井小太郎議長 日程第 1，一般質問を行います。通告順に発言を許します。

10 番深谷秀峰議員の発言を許します。10 番深谷秀峰議員。

〔10 番 深谷秀峰議員 登壇〕

○10 番（深谷秀峰議員） おはようございます。10 番深谷秀峰です。通告に従い質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

中国湖北省の武漢市が発生源とされる新型コロナウイルス感染の猛威が、今、世界中を震撼させております。武漢市で昨年 12 月 8 日に初めて感染が確認されてから、3 月 4 日時点、世界 60 カ国以上で感染者数は 9 万人を上回り、死者数は 3,000 人を超えてしまいました。2003 年に大流行した SARS は感染者数が 8,000 人で、死者数は 774 人。2009 年の新型インフルエンザは世界 214 カ国と地域で 1 万 8,000 人の死者が出ております。いずれも収束まで 8 カ月から 1 年の期間を要したと言われております。

我が国においては、現在までのところ、28 都道府県で感染が発生し、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号での感染者と中国からチャーター機で帰国した感染者を合わせると、その数は 1,034 人、死者は 12 人となっております。

また、都道府県別で感染者数が多いのは、北海道が 80 人を超え、最も多く、東京都、愛知県の順となっております。

今朝の茨城新聞 1 面に掲載された、県内の新型コロナウイルス検査の結果では、延べ 187 人の検査結果が全て陰性だったということで、幸いにも茨城県では現在まで感染が確認されておりませんが、いつ発生してもおかしくない状態であるのは変わりありません。

そこで、これまで、新型コロナウイルス感染症について、本市における予防対策と今後の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、感染症予防対策で 2 点お尋ねをいたします。

庁舎やその他公共施設等の感染予防対策については、今回の新型コロナウイルスに関して、ウイルスは特定できたものの、有効なワクチン等がなく、症状が出ていない人からも感染するとい

うことで感染が拡大しております。また、クラスターと呼ばれる感染者集団の発生がより感染を拡大していると言われており、それを防ぐため、政府は全国の学校に一斉休校を要請いたしました。

そこで、発生後、庁舎やその他公共施設、特に不特定多数の人が訪れる道の駅などの直売施設や温泉保養施設などはどのような対策をとっているのか、お尋ねをいたします。

次に、市民への周知や相談窓口についてであります。

連日のようにマスコミ報道のトップニュースは新型コロナウイルス感染症で、テレビや新聞、インターネットからさまざまな情報が流れてきております。中には、不安をあおるようなデマ情報もありますが、今大事なのは正確な情報です。そのため、本市では、市民に対してどのように感染予防等の周知を行っているのか。また、この感染症に関しての相談窓口の設置状況はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

次に、臨時休校中の児童生徒への対応についてお尋ねをいたします。

政府の要請を受け、今月2日から、市内の小中学校は春休みまで臨時休業となりましたが、そこで心配されるのは、学校を離れた児童生徒の健康をどのように確認していくのか。そして、事前準備がないまま休業になってしまった関係で、学習面での後れが心配されますが、どのように対処していくのか、お伺いをいたします。

あわせて、卒業式等の学年末行事についてはどのように対応していくのか、お聞かせいただきます。

次に、感染が発生した場合の対応について、2点お尋ねいたします。

まず、対策マニュアルについてであります。

きょう現在まで、茨城県では感染者は出ておりません。しかし、先ほど申し上げたとおり、全国の発生状況を見ても、いつ発生してもおかしくない状況であります。もし、本市で感染者が出た場合、そのときの対策マニュアルはどのような手順、段取りになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、県、保健所、近隣自治体との連携等についてお尋ねをいたします。

市内または近隣市町村で新型コロナウイルス感染が発生した場合の対応として、県、保健所になりますが、また、近隣自治体との連携はどのようにとっていくのか。そして、そのときの市民への情報提供や周知はどう考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、大項目の2点目になります。

防災・減災対策についてお尋ねをいたします。

1番目として、昨年の台風19号時の反省点と今後の課題についてお尋ねをいたします。

昨年10月12日から13日にかけて、日本を襲った大型台風19号は、関東甲信、東北地方に記録的な大雨をもたらし、各地に甚大な被害をもたらしました。

本市でも、観測史上最大の降水量を記録し、里川や久慈川などが氾濫、東日本大震災以来の大災害となってしまいました。当時、迅速に対応された市長はじめ、職員の方々に改めて敬意を表する次第であります。

地球温暖化の影響で、今後も、こうした大型台風や集中豪雨などが危ぶまれる中で、5カ月が経過し、これからのためにも、防災・減災の観点から、以下の5項目について、反省点と今後の課題について、お伺いをいたします。

1つ目は、避難指示等、市民への周知であります。

今回の台風19号は大型で、速度も遅く、長時間にわたる降雨で、河川の水位上昇が深夜から翌早朝になったため、避難指示等の市民への周知の判断や方法で非常に難しい点があったと思いますが、どのように対応し、また、どのような課題があると考えているのか、お聞きいたします。

2番目に、土砂災害警戒区域の状況であります。

各地で観測史上最大の雨量を記録した台風19号ですが、多くの土砂災害警戒区域がある本市で、奇跡的にも土砂災害による人的被害がなかったことは不幸中の幸いと言えます。

本市では、平成19年度からハザードマップを作成、随時見直しを行い、全戸配布をし、注意勧告をしてきた経緯があります。それが今回生かされたのかと思いますが、土砂災害の状況とあわせて、当時の避難の状況をお尋ねいたします。

3点目は、災害ごみ等の仮置き場についてであります。

今回の台風では、床上床下浸水や土砂流入など、約350棟もの家屋が被害を受けましたが、直後から、どこに災害ごみを運べばいいのかという問い合わせが私のところにも多数寄せられました。ぬれて泥をかぶった畳や家財道具などは、気温が上がればにおいを発することもあり、少しでも早く生活を再建するには、どこかに運ばなければならないからです。

そこで、今回、市ではどのような点に留意して仮置き場の対処をしたのか。また、今後を考え、仮置き場になり得る場所をもっとリストアップしておく必要があるのではないかと思います、お考えをお伺いします。

4点目は、河川の氾濫、浸水の要因についてであります。

今回の台風被害で最もひどい状況だったのが上流の久慈川の堤防決壊による金砂郷地区の松栄町で、浅川の堤防に挟まれた地形から、水の行き場がなく、被害が大きくなったと言えます。また、里川流域では、里美地区や町屋地区で、橋梁の橋脚等に流木やごみが詰まり、それによって浸水被害が起こってしまいました。

復旧作業が進む中で、こうした被害を及ぼした要因をどのように分析しているのか。そして、今後の対応として、国、県への働きかけや連携をどうとっていくのか、お伺いいたします。

5点目は、消防団の水害時の装備等についてであります。

災害時にいつも最前線で活動するのが消防団で、今回の台風19号でも多くの消防団員が、深夜、大雨の中、市民の生命、財産を守るため、活動していました。幸いにも、今回本市で人的被害がなかったのは、彼ら消防団の活躍なしでは考えられなかったと言ってもいいでしょう。

しかし、台風の大雨の中、ろくな雨具もなく、ずぶぬれの団員もいたそうで、火災時の装備に比べ、いかに水害活動時の装備が十分ではないのではないかと思います。

そこで、雨がっぱや長靴、夜間活動のためのヘッドライトなど、装備の充実について考えをお伺いいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策について、感染症予防対策についての1点目の庁舎やその他公共施設等の感染予防対策についてお答えいたします。

本市におきましては、市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、2月26日に新型コロナウイルス警戒本部会議を立ち上げ、この会議の中におきまして、庁舎や温泉施設など、指定管理を行っている施設も含め、公共施設全体の対応、対策について確認を行ってきているところでございます。

その内容につきましては、手洗いなどの慣行を勧奨する周知、チラシの掲示、手指消毒液の設置、窓口のカウンターやテーブルなどの消毒液による清掃や換気を行うなどとしてございます。また、イベント、会議等の中止、延期や、一部の施設においては利用制限、停止を行っているところでございます。なお、消毒液につきましては、在庫の一括管理を行うことにより、適切に配置できるよう調整を図っております。

2点目の市民への周知や相談窓口についてでございますが、市民への新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、国、県の最新情報を確認し、防災無線や広報紙、市のホームページ等において、随時更新し、周知を行っているところでございまして、今後におきましても、市民の皆様迅速に正確な情報提供に努めてまいりたいと存じます。

相談窓口につきましては、厚生労働省の電話相談をはじめ、茨城県の各保健所に設置してあります帰国者接触者相談センターや県庁内の専用相談電話等の周知を行っておりまして、市におきましては健康づくり推進課を相談窓口とし、市民の皆様からの相談に対応しているところでございます。

続きまして、感染が発生した場合の対応についての1点目の対策マニュアルについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新型感染症が発生した場合の対応といたしまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成27年3月に常陸太田市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定してございまして、今回の新型コロナウイルスに対しましては、この計画を対策マニュアルとして対応を進めているところでございます。

この計画に基づき、2月21日に情報連絡会議を開催し、この後、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されましたことから、2月26日に副市長を本部長とします第1回警戒本部会議を開催、第2回目を28日に、第3回目を3月4日に行いまして、対応対策を進めているところでございます。

今後、県内または市内におきまして、感染者が確認された場合には、警戒本部から対策本部へ移行し、さらなる対応、対策を進めていくこととなりますが、県との連携を密にしながら、情報の収集、共有、分析を行い、感染症拡大を最小限に抑えるための対策といたしまして、引き続い

ての感染予防対策の徹底，市内医療体制の確保のため，市医師会等との連携，これらの感染予防対策や医療体制も含め，必要な情報をできる限りリアルタイムで市民へ周知するなど，迅速，的確な対応を行ってまいりたいと存じます。

2点目の，保健所，近隣自治体との連携等についてでございますが，本市の新型コロナウイルスの対応におきまして，感染に係る検査や陽性者の対応，陰性者への経過観察，濃厚接触者や陽性者の周りの状況の観察等におきましては，管轄保健所であるひたちなか保健所が主体となりますことから，新たな情報の聴取や直近の状況などを確認するなど，連携を密に図りながら対応してまいりますとともに，近隣自治体に対しましては，対応状況の確認など，相互に情報交換を行いながら，連携を図ってまいりたいと存じます。

また，市民への情報提供等につきましては，先にも申し上げましたが，市広報紙，ホームページ，防災無線などのほか，利用できる媒体は活用しながら，迅速な情報提供を行ってまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 感染症予防対策について，3つ目の質問，臨時休校中の児童生徒への対応についての質問についてお答えいたします。

令和2年2月28日に国及び県より，新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校等における一斉臨時休業についての通知を受け，本市におきましては，新型コロナウイルスの感染症対策のため，3月2日より3月24日まで，市内小中学校一斉臨時休校としました。

臨時休校期間中の児童生徒の健康状態につきましては，各学校において，定期的に電話連絡や家庭訪問等を通して確認します。あわせて，人の集まる場所などへの外出を避け，基本的に自宅で過ごすこと，自宅においても咳エチケットや手洗いをするなど，感染症対策についての指導も行っています。

また，学習支援につきましては，臨時休校前に各学校におきまして，各学年の実態に合わせ，家庭で行う学習の内容や取り組み方について指導しております。

さらに，今後，先ほど述べました児童生徒の健康確認とあわせ，定期的な電話連絡や家庭訪問，家庭とのメールのやりとり等を通して，継続的に，主にプリントやドリルを活用し，学習支援を行ってまいります。

なお，卒業式につきましては，現段階では，中学校が3月12日，小学校が3月19日に，卒業生，保護者，教職員のみ参加で，できるだけ多くの方が長い時間接触することを避けるため，短時間で実施することになっております。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 防災・減災対策における昨年の台風19号時の反省点と今後の課題についてのご質問のうち，総務部関係の2点のご質問にお答えいたします。

初めに，1点目の避難指示等，市民への周知についてでございますが，避難情報の発令に当たりましては，気象情報や河川の水位情報などをもとに作成いたしました避難判断マニュアルに基

づきまして、段階を追って、避難準備、高齢者等避難開始情報、続いて、避難勧告、そして最後に、避難指示と、状況に応じて3段階の情報を発令しているところでございます。

これらの情報の伝達手段といたしましては、防災行政無線をはじめ、市ホームページ、さらにはSNS、さらには茨城県防災情報システムを通じまして、緊急速報エリアメール、防災アプリ、テレビのデータ放送等に情報発信を行うとともに、必要に応じまして広報車を用いた周知を行うこととしております。

台風19号の際には、昨年10月12日午後1時30分に市内全域に避難準備、高齢者等避難開始情報を発令いたしまして、同日午後4時には市内全域に土砂災害による避難勧告を発令したところでございます。

その後、各河川の水位の状況に応じまして、里川沿いには、午後7時に避難勧告、午後11時45分に避難指示を発令いたしまして、久慈川沿いにおきましては、午後11時15分に避難勧告、翌13日午前3時に避難指示を発令したほか、竜神ダムの緊急放流等に伴いまして、山田川沿いに午後10時に避難指示を発令したところでございます。

避難勧告及び避難指示情報の発令が夜間となりました状況ではございましたが、防災行政無線を含め、緊急速報、エリアメール、SNS、テレビのデータ放送などで情報発信を行ったところでございます。

避難指示等、市民への周知に当たりましては、夜間でありましてもちゅうちょすることなく、いかに早く、いかに広く、いかに正確に、そして、いかにわかりやすく情報を発信できるかを常に考慮いたしまして、現在の情報伝達の手段方法だけにとらわれることなく、多様な手段方法での情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、防災行政無線につきましては、現在進めておりますデジタル化にあわせまして、情報伝達手段の多様化についても検討を進めてまいりますとともに、今回、一部で放送が聞きづらかったという報告もございましたことから、改めて、防災行政無線の取り扱い方について、広報紙等を通じて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

避難情報を早目に出す対応についてでございますが、早目に出すことで、逆に危機感を感じず、必ずしも避難行動には結びついていないという状況も報告されておりますことから、当市におきましては、今後も避難判断マニュアルに基づきまして、段階的な避難情報を発令することで、対応してまいりたいと考えております。なお、避難勧告、避難指示情報の発令が、夜間の発令となることが予想される場合には、避難準備、高齢者等避難開始情報を発令する際に、事前に、今後において、避難勧告、さらには避難指示を発令する可能性がある旨をあわせて周知するなど行いまして、早目の避難行動に結びつけられるよう対処してまいります。

続きまして、土砂災害警戒区域の状況についてのご質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づきまして、茨城県におきまして土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しておりまして、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の3つに分類されているところでございます。

そのうち、急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に人家等がある、または今後立地が見込まれる箇所となっております。

土石流危険渓流につきましては、土石流発生の危険性があり、今後、立地が見込まれる場合も含め、人家等に被害を及ぼすおそれのある渓流となっております。

当市では、茨城県が実施してきました調査をもとに、平成19年度から土砂災害警戒区域を反映いたしましたハザードマップの作成及び見直しを行っておりまして、金砂郷地区においては平成26年度に、常陸太田地区においては平成27年度に、水府、里美地区においては平成28年度に見直しを済ませたハザードマップが最新のものでありまして、該当する地区に対しましては全戸配布を行っているほか、出前講座でもその活用方法等について周知を図っているところでございます。

今回の台風において発生した土砂災害でございますが、幸いにも負傷された方や全壊、大規模半壊等の判定を受けた住宅は確認されておりませんが、土砂崩れや路肩の崩落など、道路に影響を及ぼしたものが9カ所、住宅に被害を及ぼし、罹災証明を発行したものが6カ所ございました。

なお、住宅に被害を及ぼした6カ所のうち3カ所につきましては、先ほど申し上げましたハザードマップにおける警戒区域の基準に至らない箇所がありましたことから、今後、県と情報共有をしながら、検証を進める必要があると考えてございます。

土砂災害を想定した避難情報につきましては、河川のように、明確な水位といった数字による基準はありませんが、県と水戸地方気象台から発令されます土砂災害警戒情報の危険度のレベルに応じて段階的に避難情報を発令することとしております。

今回の台風に際しましては、昨年10月12日午後3時25分に県と水戸地方気象台から当市に対しまして土砂災害警戒情報が発表されたことに伴いまして、同日午後4時に市内全域を対象といたしまして、土砂災害に対する避難勧告を発令したところでございます。

なお、この避難勧告の発令に当たりましては、既に開設をしておりました避難所を8カ所から13カ所に増やす対応をとったところでございまして、同日午後2時時点での避難者数は59名でありましたが、避難勧告発令後の午後5時には346名の避難者がありましたことから、この避難勧告情報の発令が一定の避難行動につながったものと考えております。

今後とも、土砂災害被害の未然防止及び被害の最小化のため、平時からのハザードマップの周知と活用に努めてまいりますとともに、災害時には的確な避難情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 台風19号時の災害ごみ等の仮置き場についてのご質問にお答えいたします。

今回の災害仮置き場につきましては、仮置き場として利用できる土地としてのリストアップしておりました市有地の中から発生場所等を考慮し、清掃センター及び旧水府中央公民館跡地をあ

わせて、東日本大震災の際にも仮置き場として利用した県有地である宮の郷工業団地についても茨城県と協議をし、許可を得て、災害発生時の翌日午後には受け入れを開始したところでございます。

今後は、災害の規模や発生場所など、さまざまな状況を想定した候補地を事前に設定しておくことにより、さらに迅速な対応ができるものと考えますので、検討してまいります。

○成井小太郎議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 防災・減災についてのうち、4番目の河川の氾濫、浸水の要因についてのご質問にお答えいたします。

台風19号によります久慈川と浅川の堤防決壊の直接的な要因としましては、国土交通省関東地方整備局の那珂川・久慈川堤防調査委員会により既に発表されておりますが、久慈川での要因としましては、堤防高が上下流に比べまして低い箇所において、川の水が堤防を越えてあふれ出す越水によりまして堤防の民地側ののり面のり尻が削られ、堤防の強度が低下し決壊に至ったことから、越水が要因であるとの見解が示されております。

浅川につきましては、上流側で氾濫した水で民地側の水位が上昇し、その水流により民地側から堤防を越えて、河川側の堤防のり面が削られたことにより決壊したとの見解が示されております。

茨城県管理であります里川の中上流部につきましては、上流域におきまして時間雨量57ミリ、最大24時間雨量339ミリと、従来の記録を更新するような大雨となったことにより、河道が湾曲した箇所や堤防が上下流に比べて低い箇所において、やはり越水により河川の氾濫や浸水被害が発生したものと推定されております。

特に、小中町の国道349号や町屋町の市道などが浸水しましたが、議員ご発言のように、河道内で繁茂する竹木やごみが橋梁の高欄や橋脚等に集積しまして、水の流れをより阻害し、浸水被害がより大きくなったものと考えております。

次に、これらへの対応としましては、国の令和元年度補正予算が可決されたことによりまして、国土交通省では、久慈川緊急治水対策プロジェクトが開始され、具体的な実施箇所はこれから決定されるものと思われませんが、主に3つの手法を組み合わせました多重防御治水の推進としまして、まず1点目は、流下能力を確保するため、河道内での土砂掘削、樹木伐採による水位低減や堤防本体の整備を、2つ目は、河川流域につきましても、遊水池の確保などによる貯留機能の向上を、さらに3つ目としまして、土地利用、居住区域の検証などの手法の、これら3つの手法が進められることとなっております。

また、同省としましては、対応する組織の強化としまして、久慈川緊急治水対策出張所を立ち上げ、あわせて、県管理であります同河川の大子町等の区間や当市内の浅川破堤箇所に対しましても、国の権限代行による県にかわって、河道掘削、堤防整備等を行うことが既に決定されております。

なお、今回、被害の大きかった久慈川沿線の、当市を含めました3市1町の共同で、さらに茨

城県とも協議の上、11月に国土交通省に対しまして、令和元年度台風19号豪雨災害に対する緊急要望書を提出させていただきました。同要望書に言及、提言しました主な内容は、先ほど申し上げました同省の対策プロジェクトにも反映していただいている状況でございます。

最後になりますが、当市としましても、これら各施策や情報を河川管理者であります、国、県とこれまで以上に緊密に連携を図り、要望や提言なども行い、災害防止、被害の軽減により努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 消防長。

〔宇野智明消防長 登壇〕

○宇野智明消防長 防災・減災対策についての5点目、消防団の水害時の装備等についてのご質問にお答えいたします。

現在、市では、消防団員に対して、新たな消防団員の服制基準に適合した活動服を今年度から2カ年計画によって全ての消防団員に貸与し、さらに入団の際には、災害活動時における安全を確保する上で、救助用半長靴、耐切創手袋などを貸与しております。

議員のご発言にございました雨がっぱ、長靴、ヘッドライトにつきましては貸与をしておりますが、今回の台風19号などの活動実態を検証し、装備品の改善を図る必要があると考えております。

今後の対応といたしましては、総務省消防庁が定める消防団の装備の基準により貸与することが望ましいとされている雨がっぱにつきましては、団員の雨天時の安全確保や健康管理面を考慮し、新たな貸与品として、順次、計画的に整備を図ってまいります。

また、消防団の整備の基準に定められていない長靴、ヘッドライトについては、地域の実情並びに水害活動の実態を踏まえ、貸与について検討してまいります。

なお、当面の間については、各分団の活動に必要な消耗品等を購入するため支給しております分団運営報償費により整備を進めていただきたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

〔10番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○10番（深谷秀峰議員） 何点か再質問をさせていただきます。

まず初めに、感染症予防対策の1番目なのですが、本来ここでは、学校での予防対策を聞こうかと思ったんですが、そうしているうちに、突然、全国一斉の休校措置になってしまいましたので。先ほど言ったように、今一番心配されているのがクラスターと呼ばれる感染者集団の発生なんですよね。そうすると、学校が休校になって子どもたちが今一番心配なのは、学童保育の現場だと思うんですけども、学童保育の現場は、今どういう予防対策をしているのか、お尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

児童クラブの対応につきましては、学校のほうが臨時休校になりました3月2日から開設のほうを対応しているところございまして、時間といたしましては、全日ということで、朝の7時

半から6時半までで、こちらのほう全児童クラブにおいて対応しております。さらに民間の児童クラブ3カ所ございますけれども、こちらのほうも同様に対応しております。

これらの児童クラブ開設に当たりまして、対応のほうでございますけれども、急に学校のほうが休校となったということで、新たに希望される方、家庭もおりますので、こういった方につきまして、随時受け付けを行っているところでございます。

また、定員を超過するような場合には、教育委員会と連携を図りながら、校舎を活用するなど、利用希望者に対しまして柔軟に対応しているところでございますが、感染症の予防対策といたしましては、ほかの公共施設と同様に対策を行うほか、利用児童につきましては、手洗い、うがい、マスクの着用など予防を行うほか、保護者には毎朝の児童の体温測定と体調観察等、報告をお願いしているところでございまして、発熱や体調が悪い場合には家庭で休養していただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） それでは次に移ります。

防災・減災対策の中で、初めに土砂災害警戒区域の状況なんですけれども、本当に幸いにも、人的被害がなかったというのは、これ、ハザードマップを作成し、注意勧告してきたことも1つの大きな要因になっていると思うんですけれども、大事なのは、台風が過ぎた後に、その警戒区域の現状はどうだったのか。崩れはしなかったけども亀裂が入った箇所はないのかどうか。または、溪流の上流に切り捨て間伐された木材等が大量に蓄積しているような状況はないのか。そういう状況を確認するのも必要かなと思うんですけれども、それについてはどう考えていくか、お尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

危険箇所の見回りの件でございますが、こちらの場所につきましては、道路橋梁等でございますけれども、こちらのほうにつきましては、台風などの災害等が発生される、そういった事前にパトロール等を実施しまして、状況等の確認をさせていただいているところでございます。当然、災害が発生した後の状況についても確認をさせていただいているところでございます。なお、さらに住民の方からの通報等ございました場合には、それにあわせても随時現地のほうの確認を行っている状況でございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） やはり、台風が去った後に、どれだけその次の災害を引き起こさないように備えるかというのは重要なので、ぜひとも、そのパトロール等を住民の方たちにも含めて検討していただきたいと思います等と要望しておきます。

次に、3番目の災害ごみ等の仮置き場についてでありますけれども、これは東日本大震災のときも言われたことなんですけれども、便乗ごみが心配されるんですよね。中でも、業者等が悪質に、災害ごみ置き場にごみを捨てるような状況が東日本大震災のときもあったんですけれども、

今回はこの便乗ごみ対策についてはどう取り組んだのか、現状はどうだったのか、お尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

便乗ごみ対策等でございますけれども、災害ごみ仮置き場での受け付けの際には搬入車両のナンバー、運転手の運転免許証を確認し、搬入の内容物等を確認した上で受け付け簿へ記入するとともに、処分の際には、処分業者へ搬出しやすいように、搬入時の分別を徹底させるため、職員等を配置するなど、便乗ごみ対策等も含め、適切な管理に努めてまいりました。

以上です。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） ありがとうございます。災害ごみ等の仮置き場については、やはりその災害ごみの種類とか、あとは当然季節によって、ひどいにおいを発するようなごみが出る場合なんかは、やはり、仮置き場の設置場所というのは非常に難しくなってくると思うので、今後リストアップしていく中で、そういうことも勘案して、ぜひとも適切な場所を検討していただきたいと思います。

次に、河川の氾濫浸水の要因について1点質問いたします。

河川の被害調査が終了して、一体、本市内でどれくらいの堤防決壊があったのか、それについてお尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ただいまの質問にお答えいたします。

当市におけます堤防決壊の箇所数でございますが、まず、里川につきましては、決壊箇所が5カ所でございます。内訳としまして、茅根町地内で3カ所、常福地町地内で2カ所でございます。また、浅川につきましては2カ所でございます。内訳としまして、松栄町地内と中野町地内のそれぞれ1カ所となっております。

以上でございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 最後に、消防団の水害時の装備等について要望をさせていただきます。

私も、機能別も含めると、36年、消防団にお世話になっておりますけれども、やはり火災時の装備というのは物すごく、こう充実している反面、先ほど言ったように、水害活動時の装備が本当に不十分だになって、こう常々思っていたんです。最低限でも雨がっぱというのは必要なかなと思うんですけれども、今、農家の方以外というか、余り家庭で雨がっぱを装備している、用意しているところってないのではないかなと思うんですよね。私も自分の所属する分団の人に聞いたら、この間の台風のときは中学生の息子の通学用のかっぱを借りて出てったとか、そういう話を聞いたんで、かっぱが、3,000円もすれば、結構それなりにいい物を買えますから、3,000円掛ける900人という、装備するのにそれほど問題ないのかなと思うので、先ほど消防

長が答弁したように、雨がっぱについては装備するという事なので、次の大雨の前には、ぜひ全消防団員に雨がっぱが届くようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

昨年10月から消費税10%の強行で経済成長率が大きく落ち込み、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、経営困難や不振が相次ぎ、観光や飲食業をはじめ、経済への打撃は深刻さを増すばかりです。

102兆円を超える過去最大規模の来年度予算案が衆院で可決されましたが、新型コロナウイルス対策には1円も計上されず、米国兵器の爆買いやカジノにはふんだんに税金をつぎ込む予算となっております。国民の暮らしや命が脅かされているとき、それを救い、支えるために税金が使われない、こんな逆立ちした税金の集め方、使い方は問題です。

新型コロナウイルス対応で、本市は2月26日、副市長を本部長とする新型コロナウイルス警戒本部を立ち上げました。私は、2月27日、新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れを市長に提出いたしました。その内容は、国、県とも連携し、公的情報を迅速に市民へ伝えるとともに、市として独自の情報把握に努め、インターネットを利用できない高齢者、市民にも確実に情報が届くよう徹底することなど、6項目の感染症予防対策の対策を求めました。よろしく願いいたします。

安倍首相は2月27日に、独断で全国一律の全校の臨時休校を要請し、教育現場は大混乱となり、批判が続出しております。専門家の科学的知見を尊重し、現場で頑張っている先生方、また、働いている方々を信頼し、進めるべきです。

本市においても、3月2日から24日まで小中学校が臨時休校となり、一律休校が始まっております。全国では、学校、学童保育関係者は、準備に迫られ、混乱し、保護者も子どももストレスがひどいなどの声が上がっております。また、さまざまなイベントが中止となるなど、今になって働く人たちに休みや自宅待機、親にも休校への対処を求めても、さらなる不安を招くだけです。休校を求めるならば、全ての職種に対する休業補償などの環境整備を政府の責任で行うべきです。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第2原発の再稼働問題について質問します。

1、周辺6市村の首長懇談会、原子力所在地域市長懇談会についてですが、この件について伺います。

2月18日、約1年ぶりに首長懇談会が開かれました。新聞報道によりますと、日本原電が今後の安全対策工事の進捗などを説明し、再稼働に向けた手続の1つである使用前検査にも触れたのに対し、首長側からは、稼働前、最終段階の使用前検査をめぐり、なし崩しにならないよう、申請前に説明するように要望したとあります。

そこで、2点伺います。

1、安全対策工事が延期された理由なども含め、2月18日に話し合われた内容について伺います。

2点目、大久保市長がその席上で発言された内容について伺います。

(2) 施設建設について伺います。

構内に工事事務所などが建設され、タワークレーンが設置されており、地域住民は本格的な工事が始まっていると受けとめております。新安全協定は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、または、これらに係る用地の取得をしようとするときは事前にその旨を説明するとともに、了解を得るものとするとしております。

そこで、1、施設建設がなし崩し的に進んでいるけれども、新安全協定との関係について伺います。

(3) 広域避難計画について伺います。

計画策定対象の14市町村のうち、策定したのは4市のみで、多くの自治体が策定に苦慮しております。本市は2018年1月に広域避難計画を策定しましたがけれども、見直しや追加をし、具体的な実施計画を作るとしてしております。アンケートや避難訓練を行う中で、実効性を高めていくと説明しておりますけれども、原子力災害は他の災害や事故とは全く異質であり、実際の事故を想定しての訓練などは不可能です。複合災害や起きる時刻によって、また避難の体制、気象条件などを想定した計画はまったく不可能です。ですから、実効性のある避難計画は作れないと言えます。また、避難先での生活を保障する計画也没有ありません。

そこで、①として、実効性のある避難計画は不可能であることについて、この認識を伺います。

現在の広域避難計画は、東海第2原発の再稼働を前提に策定しております。原子力防災計画による必要な避難計画は、再稼働の場合は30キロ圏内、14市町村、94万人が対象ですが、廃炉を決定し、核燃料を十分に冷却すれば、5キロ圏内、4市村、6万5,000人になります。また、廃炉を決定して、核燃料を全て乾式キャスクに貯蔵すれば、避難計画の必要はないということになっております。

そこで、②として、東海第2原発が再稼働しなければ、広域避難計画の範囲が異なることの認識について伺いたいと思います。

2番目に、災害からの復旧復興について。

(1) 台風19号の豪雨災害に対する復旧復興について伺います。

住宅や中小業者、農業に対して大きな被害をもたらした台風19号による豪雨が発生してから約5カ月がたちました。

そこで、1点目として、住宅や中小企業、農業被害などの復旧復興の現状について伺います。

昨年の台風19号において、甚大な被害が発生した久慈川水系における今後の治水対策の方向性として、久慈川、那珂川流域における関係機関、減災対策協議会、また、減災対策部会が連携して、久慈川緊急治水対策プロジェクトが発足いたしました。

プロジェクトの内容を見ますと、2本の柱からなっており、1、多重防御治水の推進、2、減

災に向けたさらなる取り組みを推進していくとあります。

主な取り組みとして、河道内の土砂掘削、樹木伐採による水位低減、掘削道を活用した堤防の整備、浸水が想定される区域の土地利用制限、家屋移転、住宅のかさ上げなど、これらの取り組みを国県市町村が一体に、あるいは独自に実施主体になって推進することになっております。

そこで、②として、久慈川緊急治水対策プロジェクト（5カ年計画）の経過と今後の市のかかわり方について伺います。

3番目に、国民健康保険税の引き下げについて伺います。

私は、国民健康保険税の引き下げを何度も求めてまいりました。国保税の引き下げを図ることは、同じ住民間で加入する医療保険の違いによって保険料が大幅に違う現状を是正し、平等化に近づけること、国保被保険者の暮らしと医療を守ること、国保制度の破綻を防ぎ、国民皆保険を守るという大きな意義を持つと思うからです。

国民健康保険については、他の健康保険、特に被用者保険と比べ、被保険者の所得が低いのに保険料は高いという構造的な問題を抱えております。国保税が高い要因は、職域保険での事業主負担がないこととともに、所得に無関係の均等割、世帯平等割がかかってくることです。生まれただけの赤ちゃんでも、被扶養者ではなく、被保険者となります。とりわけ均等割は、少子化対策にも逆行することは明らかです。

全国知事会は2014年、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を政府に要請しております。全国市長会、全国町村会なども国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けています。

均等割、世帯平等割をなくせば、全国的に、ほぼ職域、健保並みに保険料を下げることができ、そのための財源が1兆円ということです。

一般会計からの繰り入れで、均等割の軽減に踏み出している自治体も生まれております。

本市でも3歳児までの均等割の免除を行って、均等割の負担軽減に踏み切ってほしいと思えますけれども、1点目、子どもの均等割の負担軽減について伺います。

②として、資産割の廃止について伺います。

2019年度の県内44市町村で資産割がないのは24、資産割があるのは20の市町村となっております。本市の資産割の廃止を求めます。

その理由としては、利益を生まない居住用等の資産にも課税されていること。資産割は固定資産税と重複課税との捉え方が強いこと。所得がない人にも資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっていること。後期高齢者医療制度では資産割課税を採用していないことが主な理由です。

資産割の廃止について、ご見解を伺います。

4番目に、子どもの口腔の健康改善について伺います。

現在、子どもの貧困率は13.9%で、貧困状態の子どもは7人に1人で、ひとり親世帯は2人に1人に上ります。貧困は健康格差を生じさせます。

2019年8月5日の毎日新聞によりますと、東京大学の近藤尚己准教授らの研究から、生活

保護受給世帯ではアレルギーや歯の病気がある割合が一般世帯の10倍以上になることが明らかになりました。

学校歯科治療調査によりますと、全国の学校歯科検診を受けた子どもたちの中で、要歯科受診と診断されたうち、未受診率は小学校で50.8%、中学校で65.3%、虫歯が10本以上あったり、歯の根っこしか残っていない未処置歯が何本もあつたりする状態の口腔崩壊と言われておりますが、この口腔崩壊の子どもたちがいた学校の割合は、小学校で42.1%、中学校で33.5%という結果が報告されております。

共通して出されている理由は、保護者の関心の低さ、共働き、ひとり親など家庭環境、経済的理由、地理的に困難、本人の治療への忌避などで、複数の理由がかみ合っていることも指摘されております。

学校における健康診査は、潜在する疾病を早期に発見し、適切な処置を講ずることを目的としております。

2017年12月議会において、私は、子どもの歯科保健について取り上げ、学校歯科健診の結果の特徴、検診後のケア、歯科受診の実態、口腔ケアの推進について伺いましたけれども、現段階の子どもの口腔健康について2点伺います。

1点目は、学校歯科検診後の未受診と口腔崩壊の実態について伺います。

2点目は、口腔の健康改善についてですが、健康格差の是正は、関係する各担当課によるさまざまな施策との組み合わせによって推進していく必要もあると思っておりますけれども、教育委員会での口腔の健康改善について伺いたいと思っております。

5番目に、教員の1年単位の变形労働時間制について。

(1) 变形労働時間制の導入について伺います。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では教員志望の学生が減り始めております。教員の長時間労働の是正は日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題だと思っております。

ところが、現場から、過労死が増える。教員を続けられなくなるという反対の声を押し切り、公立学校の教員を1年単位の变形労働時間制で働かせることを可能にする法律、「公立学校教員給与特別措置法」改正案が昨年12月4日、参院本会議で、与党など賛成多数で可決成立いたしました。国は2021年4月から制度を運用する予定です。ただし、都道府県の条例制定から個々の学校への導入までは、完全に選択制ということになっております。

1年単位の变形労働時間制とは、繁忙期に1日10時間労働まで可能として、閑散期と合わせて、平均で1日当たり8時間におさめるという制度です。しかし、人間の心、体は、繁忙期の疲労を夏休みまで、閑散期で回復できるようなにはなっておりません。1年単位の变形労働時間制は、人間の生理に合った1日8時間労働の原則を破る労働時間法制の改悪だと言えます。日々の労働時間の削減が課題なのに、このような制度で問題が解決するわけはありません。

1点目として、現段階での本市の教員の勤務と時間外勤務の実態について伺います。

教員の長時間過密労働改善のためには、教員を増やし、業務を削減すべきです。そして、「給

与特別措置法」の残業代の不支給をやめること、「労働基準法」第37条の適用除外の削除、すなわち、時間外、休日及び深夜割り増し賃金の支払いが必要です。教員の願いは、子どもとかわかること。授業時間のための仕事をしっかりと労働時間内に位置付けることです。

参議院文教委員会での参考人質疑では、現職の教員からこのような陳述があります。公教育の質がもはや保障できない。このように陳述がありました。私は、この問題のある制度を導入することで長時間労働を是正できるとは思いません。本市において、1年単位の変形労働時間制、この条例を制定すべきではないと思いますけれども、②として、教育長のご見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第2原発の再稼働問題についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、周辺6市村の首長懇談会について、2月18日に話し合われた内容及び私の発言した内容についてでございますが、新聞等の報道にもありますとおり、日本原電側から、安全対策工事の工期の延長と使用前検査につきまして説明がありましたが、会合は非公開で行われたこともありますことから、懇談会の内容及び私の発言内容につきましては答弁を控えさせていただきます。

次に、施設建設について、施設建設がなし崩し的に進んでいるが、新安全協定との関係についてのご質問でございます。

これまでもご答弁させていただきましたとおり、施設内に燃料棒が存在している限り、安全対策工事は必要であると認識をいたしております。安全対策工事を進めることと新安全協定に基づく再稼働の可否の判断は別問題でありまして、直結するものではございません。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 東海第2原発の再稼働問題におけます(3)の広域避難計画についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、実効性ある避難計画は不可能であることについての認識についてのご質問でございますが、発電用の原子炉を有する施設として認可されている施設が存在する以上、市民の安全と安心を守るためには、広域避難計画を策定し、より計画をより実効性のあるものとするのは行政の務めであると考えております。そのため、本市におきましては、この計画に基づきまして、昨年3月にはじめて住民参加の広域避難訓練を実施するとともに、昨年10月には市内3,000世帯を対象といたしまして原子力災害時の避難等に関するアンケートを実施し、現在、それぞれの結果の検証並びに課題の抽出を進めておりまして、これらを実施計画に反映させまして、より実効性のある広域避難計画とすることによりまして、市民の安全と安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、東海第2原発が再稼働しなければ、広域避難計画の範囲が異なることの認識についてのご質問でございますが、東海第2原発につきましては発電用原子炉施設でありますことから、国

の原子力規制委員会が定めました原子力災害対策指針によりまして、原子力災害対策重点区域の緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZは、発電所からおおむね半径30キロを目安とすることが定められております。

本市は、そのほとんどがUPZの範囲内にあることから、国の防災基本計画等に基づき、広域避難計画を策定している状況でございます。

原子力災害対策指針には、発電用原子炉施設が廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分に冷却されたものと判断されれば、UPZがおおむね半径5キロと規定されておりますが、それがいつになるのかも見通せない現状でございますことから、市民の安全と安心を守るための広域避難計画は必要なものであると認識しております。

続きまして、質問項目の2点目の災害からの復旧復興における、(1)の台風19号の豪雨災害に対する復旧復興についてのご質問のうち、総務部関係のご質問についてお答えいたします。

初めに、①住宅、中小企業、農業被害の復旧復興の現状についてのご質問のうち、住宅の復旧復興の現状についてお答えいたします。

今回の台風19号におきましては、市内での住家の被害件数は、浸水、土砂、強風の被害によりまして、合わせて350棟に及んでおります。なお、この件数には空き家も含まれている数字でございます。

被災者が普段どおりの生活を取り戻すため、最も重要なことは住家の復旧でございます。これらの被災住家の復旧支援といたしまして、国におきましては、「災害救助法」に基づく応急修理制度、さらに、全壊、大規模半壊の世帯を対象といたしました、被災者生活再建支援金制度によりまして支援するとともに、本市におきましては、国の支援金の対象外となります半壊世帯を対象といたしまして、国の制度に基づく支援金支給制度を新たに創設するとともに、市の独自支援策といたしまして、住家等の修繕費用の一部を支援する被害対策支援金制度を創設いたしました。さらに、東日本大震災時よりもその支援内容をより充実させて、支援者支援に努めているところでございます。

これら支援制度の本年2月末の申請状況について申し上げますと、まず、住宅の応急修理制度につきましては、当初は、この制度は、被災から1カ月以内の工事完了という制度でございましたが、被災範囲が広域にわたりまして、工事業者の確保にも支障を来していた状況などから、申請期限を本年の1月10日まで延長しまして、さらに、工事の完了を3月末まで延長して対応することといたしまして、結果として97件の申請を受けまして、現在85件が工事を完了している状況でございます。

次に、国の被災者生活再建支援金制度につきましては、全壊判定世帯につきましては該当する7件全てにおきまして、大規模半壊判定世帯については該当33件のうち25件の申請が完了してございます。また、半壊世帯を対象といたしました県の制度に基づく支援金支給制度につきましては該当いたします164件のうち155件の申請が済んでおります。

なお、これら制度の未申請の方々につきましては、現在、住家の再建に当たりまして、被災住家を解体して、新築も検討しているということでございまして、その方針が決定してから申請を

するといった状況にあることを伺っているところでございます。

次に、市独自の被害対策支援金制度につきましては、申請件数は、住家については98件、物置等につきましては18件でございますが、このうち、工事が完了いたしまして支給手続を終えたものは、住家については55件、物置等が7件となっている状況でございます。

この制度につきましては、申請期限を今月末までとしておりましたが、このような申請状況等を踏まえまして、申請期限を本年9月末まで延長することで現在準備を進めているところでございます。

これらの被災者の支援状況につきましては、今年度から導入しております被災者生活再建システムにより、各種支援制度の利用状況、さらには進捗状況を把握することができておりますことから、支援制度の利用に漏れがないよう、今後も継続して対応していくこととしております。

続きまして、②の久慈川緊急治水対策プロジェクトの経過と市のかかわり方についてのご質問にお答えいたします。

今回の台風において、久慈川や里川が氾濫いたしまして、広範囲に浸水被害が発生したことを受けまして、昨年10月18日に被災地を現地視察いただきました赤羽国土交通大臣との意見交換の中で、早期の復旧復興の申し入れを行ったのははじめといたしまして、久慈川水系の恒久的、抜本的な治水対策につきまして、昨年11月19日に、流域の市町村とともに国土交通省及び関東地方整備局に対して緊急要望を行いまして、さらには、昨年11月28日には久慈川改修期成同盟会としての要望を行ってきているところでございます。

こうした状況の中で、関東地方整備局が中心となりまして、久慈川・那珂川減災対策協議会において、国土交通省、茨城県、流域市町村で構成する久慈川流域における減災対策部会が設置されまして、久慈川の治水対策についての協議が進められたところでございます。

この協議の中で、本市からの、国管理、県管理に関係なく、水系一貫の整備が必要であるといった要望をはじめ、市町村からの要望、意見を組み入れるとともに、県管理部分を国が権限代行により整備工事を実施することなどを含めた内容といたしまして、常陸河川国道事務所、水戸地方气象台、茨城県及び県管理区間となっております大子町も含む、久慈川流域6市町村が連携をいたしまして、久慈川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめております。

本プロジェクトにつきましては、多重防御治水の推進と減災に向けたさらなる取り組みの推進という2つの取り組みを実施することで、社会被害の最小化を目指すというものでございます。

今後のかかわり方でございますが、現時点では、治水対策の方針は示されたところではございますが、実際の工事の箇所付けはこれからとなっております。

今後、このプロジェクトの方針に基づきまして、具体的な河川整備箇所の要望を行いますとともに、事業主体となります常陸河川国道事務所及び茨城県と連携を密にとりながら、治水対策の早期実現を目指して対応してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 台風19号の豪雨災害に対する復旧・復興についての中の中小企業の

復旧・復興の現状についてのご質問にお答えいたします。

台風19号により、浸水等の直接被害を受けました市内中小企業等は、37事業所でございまして、被害総額は約4億2,000万円と推定しております。

2月末現在の状況であります。直接被害を受けた37事業所のうち32事業所が事業を再開し、2事業所が事業再開に向けて復旧作業を進めております。残りの3事業所につきましては、このたびの被災により廃業もしくは廃業を検討している状況でございます。

また、被災企業等が国、県等から支援を受けている状況であります。事業再建に向けた機械設備の購入等に最大で100万円の補助が受けられる国の支援事業、被災小規模事業者再建事業持続化補助金については、1月17日が申請期限でありましたが、5事業所が申請され、すべて採択されております。

また、事業の再開や継続に必要な施設機械設備の整備に必要な経費4分の3が助成される、国が新たに創設しました被災中小企業復興支援事業、自治体連携型補助金につきましては、現在、5事業所が申請の意向で、申請期限の3月末までに申請できるよう市商工会と支援を図っているところでございます。

その他、事業資金の円滑化を図るための茨城県災害対策融資や市が県と連携し、事業再建に向けた資金調達を支援する信用保証料補助や利子補給などの支援策についても被災事業者等への周知、案内を行い、支援を図っているところでございます。

今後につきましても、引き続き県や市商工会等の関係機関と連携を図りまして、被災中小企業等の復旧復興を支援してまいります。

○成井小太郎議長 農政部長。

〔根本勝則農政部長 登壇〕

○根本勝則農政部長 台風19号の豪雨災害に対する復旧復興についてのご質問のうち、農業被害の復旧・復興の現状についてのご質問にお答えいたします。

初めに、農地等の復旧に係る国の災害復旧事業についてでございます。

復旧工事の面積は約34ヘクタール、事業費2億5,600万円、工事箇所が17カ所となっておりまして、12月中旬の国の査定後に実施設計を行い、2月初旬に入札、業者との協議を経て、2月末から工事に着手してきたところでございます。

しかしながら、国の災害復旧事業は、被害の規模が大きい箇所であることや天候等による工事の後れなどを考慮いたしますと、繰越事業とせざるを得ない箇所もございますことから、本年の作付が困難な箇所につきましては、現在、個々の農家にお知らせをしながら進めているところでございます。

次に、国の災害復旧事業に当たらない市の災害復旧事業でございます。復旧工事の面積は約31ヘクタール、事業費2億8,400万円、工事箇所122カ所となっており、12月中旬から順次契約・発注を行っているところであり、現時点で91カ所、進捗率75%の工事が完了しており、3月末までに完了となる見込みでございます。

次に、1月の市議会臨時会で議決をいただきました農業の再建への支援策等の進捗状況につい

てお答えいたします。

まず、農業機械及び施設等への支援につきましては、要望のありました67名、413台の機械等につきまして、現在、国及び県において機械の買いかえ等の妥当性についての協議が行われているところであり、3月中旬に、補助金の交付申請決定等がなされ、3月末から農家に対して、順次、補助を行ってまいります。

なお、農業機械等につきましては、農家の諸事情や被災した農機具によりましては買い替えの時期が4月以降になりますことも想定されますことから、次年度への繰り越しも考慮しながら対応してまいります。

次に、堆積した稲わらの搬出支援につきましては、現在、申請要望のあります3件について、また、保管米等の水没による営農再開支援につきましては、7件について、3月中旬に補助金の交付申請決定等を行い、今年度中に支払いまで完了する予定で進めているところでございます。

本市といたしましては、被害に遭われた農家の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期の復旧復興に向けて、引き続き、最優先課題として取り組んでまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 国民健康保険税の引き下げについて、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、子どもの均等割についてでございますが、国民健康保険事業運営に当たりましては、原則、被保険者の皆様からの保険税と公的補助金により運営をいたしております。

本市では、これまで、一般会計からの法定外繰り入れなどにより、保険税率の引き上げをすることなく、被保険者の負担軽減を図ってきたところでございます。このような状況の中、子どもの均等割の負担軽減を実施した場合、新たな財源が必要となってまいります。一般会計からの法定外繰り入れは、今後解消させていくため、さらなる繰り入れの拡充は難しいものと考えているところでございます。

このことから、子どもの均等割の負担軽減につきましては、国や県などの動向を注視しながら、現行制度で行ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の資産割の廃止についてのご質問にお答えいたします。

本市の賦課方式は4方式を採用し、被保険者の急激な税負担の変更がないように、基金や一般会計からの繰り入れにより国民健康保険事業の安定運営に努めてきたところでございます。しかし、県内におきましては、44市町村のうち24市町村で資産割を算定しない3方式を採用している状況や、さらには、平成30年度からの県単位化による納付金方式において、県から示された標準保険料率が2方式で算定されている状況を踏まえ、賦課方式のあり方についてはこれまでも意識をしてきたところでございます。

このような状況の中、賦課方式につきましては、市長の施政方針にもございましたように、今後におきましては、国民健康保険制度の健全な財政運営のための財源の確保とあわせ、一般会計からの法定外繰り入れの解消や基金の保有状況、さらには県の運営方針を見据えた中で保険税の

税率改正も含めた検討を行っていく必要があるものと考えております。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 子どもの口腔の健康改善について、1点目の学校歯科検診後の未処置と口腔崩壊の実態についてのご質問にお答えいたします。

学校における歯科検診は、学校保健安全施行規則にのっとり、毎年6月30日までに各学校で実施しております。検診の結果については、すべての児童生徒の保護者に通知し、治療の必要な場合には勧告を行っております。また、治療の完了については、保護者より文書を学校に提出してもらうことで確認しております。

本市の小中学校におけるう歯、いわゆる虫歯の治療が済んでいない児童生徒について、平成29年度、平成30年度において、本市と全国との割合を比較してみると、平成29年度は、本市の小学生が11%、中学生が6%、全国では小学生が23%、中学生が16.2%。平成30年度は、本市の小学生が11.7%、中学生が8.3%。全国では小学生が22.2%、中学生が15%となっており、小学生、中学生とも、本市は全国と比較して、未処置の割合が低くなっております。

ちなみに、市内の小中学校には今年度、すべてのう歯の治療の完了している学校もございます。これは、各学校において治療の重要性を文書や保護者との面談を通して継続的に啓発、指導してきた成果であると考えております。

一方、日本歯科衛生士会が口腔崩壊と呼んでいる虫歯が10本以上ある児童生徒の人数は、本市では、今年度、小学校で全体の児童数約1,800人に対し10人、中学校では全生徒約1,000人に対し6人おります。これらの児童生徒の保護者に対しましては、特に治療の重要性を理解してもらい、早期に治療を行い、改善につなげられるように、学校からの関係保護者への指導に対し、助言をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の質問、口腔の健康改善についてお答えいたします。

子どもの口腔の健康は、乳児期からの歯磨きになれることが重要であることから、2歳児歯科検診、3歳児健診等で保護者への指導を行っております。また、学童期には正しい歯磨き習慣を身に付け、継続して行うことが虫歯治療につながり、近年、若年化している歯周病の発症予防にもなると言われております。

これまで、本市の小中学校においては、給食後に歯磨きタイムを設け、歯磨きの習慣化を図っております。また、学級活動や集会活動の中で、養護教諭や担任による正しい歯磨きについて指導を行ってきているところです。

さらに、保護者に対する口腔の健康についての啓発として、保健だよりや2者面談等の機会を通して家庭での歯磨き習慣を意識づけるとともに、虫歯のある児童生徒には受診し、早目の治療を勧めるなどに努めているところです。

市教育委員会としましては、各学校における虫歯の実態等を十分に把握するとともに、口腔の健康に関する保健指導の充実や学校歯科医や関係機関との連携がさらに推進できるよう、今後も継続して指導してまいりたいと考えております。

続きまして、教員の1年単位の変形労働時間制についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、本市の教員の勤務と時間外勤務の実態についてお答えします。

本市小中学校の教員の勤務実態としましては、教員は朝、児童生徒の登校時に立哨指導を行い、その後、教室での受け入れ、朝の会、健康観察等を行っております。授業を終えた放課後には、小学校の教員は、主に翌日の授業の準備やノートやプリント指導などの処理を行っております。

一方、中学校の教員は、部活動や生徒会活動等の指導をし、生徒が下校した後、学年会などの会議を持たなければならない、小学校と比べ、時間外の勤務が多くなっているところです。

このような中、本市においては平成30年6月からタイムレコーダーソフトを導入し、教職員の勤務時間の実態把握に努めております。

平成30年度と令和元年度における6月から1月にかけて同時期の教職員の時間外勤務の状況を比較いたしますと、まず、小学校では、平成30年度の1人当たり月平均43時間41分の時間外勤務に対し、令和元年度は42時間02分となっており、1時間39分の縮減となっております。同じく中学校におきましては、平成30年度は1人当たり月平均67時間59分の時間外勤務に対し、令和元年度は61時間07分となっており、6時間52分縮減となっているところです。

このことについては、各学校において校長のリーダーシップのもと、教職員における働き方改革の取り組みが進められ、教職員一人ひとりの意識改革が図られてきていることがうかがえます。

次に、変形労働時間の導入についての見解についてお答えします。

この制度は、議員ご説明にありましたように、労働時間を年単位で調整できる働き方の仕組みであり、学年初めや学年末の忙しい時期、いわゆる繁忙期の労働時間を増やし、夏休みなど、児童生徒の長期休業期間、いわゆる閑散期の労働時間を減らすことで労働時間を調整する働き方というものでございます。これにより、繁忙期や閑散期に合わせた労働時間を調整することが可能となり、繁忙期も閑散期も一律に1日何時間という働き方ではなく、年を単位として、トータルで何時間という働き方をすることが可能になる制度でございます。

制度導入の背景には、学校における働き方改革の視点に立ち、教職員の勤務時間にメリハリをつけ、教職員の健康と福祉の確保を図ることにより、子どもたちに対する効果的な教育活動に資することにあります。

本市において、現在、教職員の働き方改革に係る取り組みとしましては、先ほど述べました出勤時刻を記録することにより、時間外勤務を客観的に把握できるタイムレコーダーソフトの活用、また、昨年度から取り組んでおります学校閉庁日の設定、そして、今後進めていく、公務の効率化を図るための、統合型校務支援システムソフトの導入などがございます。

これらを中心に、学校の働き方改革に視点を置いた業務改善に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、変形労働時間の導入につきましては、現在、本市で進めている働き方改革に係る業務改善の取り組みにおける成果と課題を踏まえ、さらに、各学校の校長等の意見を聞くとともに、他市町村の動向等も把握しながら、今後、十分に研究してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 私の質問項目にもよりますけれども、それぞれ担当課からご丁寧なご答弁をいただきましたので、残す時間がもう8分ぐらいとなってしまいました。

そこで、東海第2原発再稼働問題についてですけれども、日本原電が再稼働するという表明をしてから、ますます日本原電ペースに乗って、今、事が進められているのではないかという気がいたします。

1年ぶりに開かれた2月18日の首長懇談会ですけれども、先ほど非公開なので、その中での話は、お話できないということでもありますけれども、今の日本原電がどんどん再稼働に向けて進めておりますので、市民の方々は大変不安を持ち、心配しているわけです。そういう意味では、やはり市長からこういう話があったと、市長自らご発言されたこと、あるいは考え、こういうことをやはり市民に示していくということ、私はそういう責任もあると思いますし、市長と、そしてまた市民との信頼関係も深まっていくのではないかと考えております。

日本原電は、使用前検査の申請前の説明機会を首長側で求めたということでもありますけれども、日本原電側からは、このことについてはどのような回答があったのか伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 答弁を願います。市長。

○大久保太一市長 先ほども申し上げましたとおり、安全対策工事後の状況についての説明がございました。これは、日本原電の工事の進捗状況が計画したよりも思うようでないということで、後れているという説明でありました。

なお、冒頭申し上げましたように、この安全工事につきましては、あの施設の中に燃料棒がある限りはきちっとした安全対策をすることは、もう最低限必要でありまして、そのことにつきましては、再稼働とは関係なしに、安全工事を進めるということで、工事の当初の時点において、原電との意見確認がとれた上での実行、施行ということになっておりますので、状況を注視していきたいと思っております。

以上です。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 日本原電の言う安全対策工事ですけれども、私も先ほど1回目の質問で申し上げましたけれども、日本原電がもう再稼働はしないと、運転しないとということが決まれば、今、冷却されている燃料棒ですけれども、震災後9年、ずっと冷却されたままですから。ですから、今、14市町村、4市町村が一応広域避難計画作っておりますけれども、非常に実効性のある避難計画ができないと、そういう中で、もう動かさないんだということが決まれば、燃料棒に対する安全策、避難計画、これは、5キロ圏内、そして、対象人口が6万5,000人ということになりまして、これをまた廃炉にするということになって、冷却棒など、乾式キャスクで保存していくということになれば、全く避難計画は必要ないということになるわけですね。ですから、私は再稼働ということを視点に置いて、広域避難計画必要だとか、安全対策工事が必要だとか、そういうことではなくて、じゃあ、廃止する、運転しなければどうなんだと、そういう視

点からも十分考えていただきたいと思うんです。

一度大きな事故が起きれば、たとえ避難ができたとしても、もう自分の家に帰れない、職場に戻れない。そして、よく大久保市長も言ってますけれども、市民の安心安全、財産を守ると、こういう個人の、また社会の資産も失われてしまうわけですよ。ですから、やはり一番安全なのは、もう40年を過ぎた、被災もしている東海第2原発、これはもう絶対に再稼働はしないと、これが一番、住民の安全、そして、この常陸太田市に誰もが安心して住み続けられる、大きな原発のリスクを背負わないで、不安を持たないで住んでいけるということだと思いますけれども、この点について市長にお伺いいたします。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 再稼働につきましては、現時点でその判断をする時点ではないと思っておりますので、その時期が来ましたときに適切に判断をしてまいりたいと思います。

○18番（宇野隆子議員） これまでも。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 何度もそのようなご答弁伺っておるわけですが、その時期というのは、大久保市長はどのように見ているわけですか。その点について伺います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 まだその時期には至っていないという状況だけです。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 2項目の災害復旧についてですけれども、これまでも市長が述べられておりますように、災害の復旧復興は最優先課題だということで、住宅につきましても、先ほど中小企業等々、また、農地についても丁寧にご答弁いただきまして、復旧が進んでるということではありますが、まだ元の暮らしに戻るといことは大変なことだと思いますので、引き続き支援制度の情報の提供、支援をしっかりと行っていただきたいと思います。

また、治水対策におきましては、プロジェクト5カ年計画できておりますけれども、これについて、これも確実に進めていただきたいと思います。

それから、5点目の教員の1年単位の変形労働時間制の問題ですけれども、これについては、まだやはり先生方もよく中身が知られていないというようなことも伺っておりますけれども、現場の先生方の声も伺いながら、やはり問題のある、導入に向けて、制度の、これについては、私はもう絶対導入はしないと、こういう立場を求めて。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番（宇野隆子議員） いきたいと思いますが、今後のこの問題についての進め方といたしますか、どのように検討されていくのか伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの1年単位の変形労働時間制の導入ということにつきましては、まずは長期休業期間中におけるさまざまな大会、それから研修等の見直しを図っていかなければならないと思います。

実際に中学校においては、幾ら閑散期といえど、そのところがあります。忙しい中でありますので、そのあたりの業務の中身を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○成井小太郎議長 持ち時間は終了いたしました。

○18番（宇野隆子議員） 以上で私の一般質問を終わります。

○成井小太郎議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番平山晶邦議員の発言を許します。7番平山晶邦議員。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今、世界は新型コロナウイルスによって大変な状況を迎えています。1粒のウイルスが世界経済を直撃し、我が国の経済も含め、私たちの生活までもが厳しい環境になっています。学校の一斉休校や、私たちが使うマスクや消毒剤やティッシュペーパーが売り場からなくなってしまう状況も発生しています。そして、東京オリンピック開催まで議論になり始めています。

世界で、仮に死亡率が1%だとしても、今までの世界のパンデミック、14世紀のペスト、1918年のスペイン風邪に匹敵する死者数になるのではないかと言われます。それほどの大惨事を有する新型コロナウイルスであるのです。

世界がグローバリズムの中にあり、人、物、金が国境を越えて移動し、1国だけの経済ではなく、サプライチェーンが混乱すると世界的に停滞して、グローバル経済を直撃する。今まで、私たちが経験したことがない状況が世界で起こっています。それにどのように立ち向かっていくのか、人類の英知が試されています。私たち一人ひとりが自分でできることは責任を持って行い、早く新型コロナウイルスが終結することを強く望みます。

そのことを前段に申し上げて、一般質問に入ります。

私は、常陸太田市の今後の最大の事業は、東部土地区画整理事業と真弓トンネルを含む市道0139号線の整備であると考えています。この2つの事業はリンクしていて、相乗効果を生み、常陸太田市の地域活性化につながり、本市の発展に寄与するものだと考えます。

それゆえに、この2つの事業は絶対に成功させなければなりません。そのためには、市民の皆様に対して、その時々状況の説明して、理解を得ていかなければならないと考えます。

そこで、第1の質問として、東部土地区画整理事業について質問をいたします。

市民の皆様の中には、今、埋め立てをしている場所に市役所は何をつくるのか、どのくらいのお金がかかるのか、まだまだ市民には、市が事業を行うと思っている方が多いですし、事業の全体像をご理解いただけていない状況ではないかと思えます。そして、正しくご理解されていない方が多いのではないかと考えます。

そこで、市民の皆様の理解を深める視点で、以下、お伺いをいたします。

1点目は、現在までの進捗状況と、まちとして機能するまでのスケジュールをお伺いいたします。

2点目は、本事業の仕組みと市と区画整理組合の役割のあり方と事業費をお伺いいたします。また、この事業の成否は、進出してくる企業のありようによって決まっていくと考えます。そこで、3点目は、進出企業の誘致状況についてお伺いいたします。

第2の質問は、仮称真弓トンネルを含む市道0139号線について質問をいたします。

この道路の整備される意義は、本市と日立市を短時間で結ぶことによって市民の健康、命、生活をよりよくするための生活インフラであると考えます。また、日立市とつながることによって2つの市の相乗効果が生まれ、地域の活性化に寄与するものであります。そのような道路でありますから、私を含め、市民は早急な整備を望んでいると思います。

そこで、仮称真弓トンネルを含む市道0139号線の進捗状況についてお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問といたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 東部土地区画整理事業及び市道0139号線についてのうち、建設部所管の項目についてお答えいたします。

まず、東部土地区画整理事業についての最初の2点のご質問でございます。

この事業は、市の総合計画にも複数箇所でその重要性が言及されており、既成市街地に隣接し、国道349号バイパス沿道という立地条件を生かし、商業業務施設を集積することにより、新たな雇用の創出や、現在、市外に約4割が流れていると言われる買い物環境の改善を図ることで、市内経済への好循環、さらには本市の最重要課題であります少子化・人口減少対策にも大きく寄与する重要な施策と考えております。

まず1つ目のご質問であります、現在までの進捗状況とまちとして機能するまでのスケジュールについてでございます。

現在までの進捗状況につきましては、昨年7月に茨城県より認可を受け、8月に地権者を組合員とする組合設立を目的とした第1回総会が開催され、事業がスタートいたしました。9月には土地区画整理事業で多くのノウハウを持つ清水建設など5社で構成する業務代行者グループと組合との間で業務を代行する業務代行契約を締結し、現在では、造成工事などを進めております。

また、手続としましては、事業の完了後に各組合員の皆様にお返しする土地、これを換地と呼んでおりますが、この換地先を指定する仮換地指定の手続を、また、この手続と同時に、カインズなどへ売却し、組合の主要な事業資金を確保するためとし、いわゆる保留地の位置を確定し、これら一連の手続を組合員の皆様から同意を得るため、総会を3月末に行いたく、現在準備を進めております。

そして、これら手続の完了後、4月中旬ごろには、カインズなど、保留地を購入する企業と組合とで土地の売買契約を締結いたします。なお、当地区でございますが、全体面積が約26ヘクタールですが、今申し上げましたさまざまな契約などの手続が今後ございますが、現在の事業計

画書上での面積で申しますと、利用先が内定していると言えるものとしましては、完了後に道路など公共用地として市が取得するもの、カインズをはじめとした商業事業者や太田警察署などへの保留地の売買など、処分や利用先が内定しているもの、これらの合計は約17ヘクタールでありまして、残り約9ヘクタール、率にいたしまして約35%の土地について、今後さらに企業誘致などを鋭意進め、利用先を確保する箇所でございます。

次に、まちとして機能するまでのスケジュールについてでございます。

現在の状況から、見通しが可能なものを申し上げますと、地区の南側半分のエリアにつきましては、カインズやフォレストモール各社による大型商業施設の立地が決まっております。盛り土工事や道路などインフラ整備を行った後、令和4年度前半を目標に土地の引き渡しを行い、令和5年度には商業施設のオープンを迎えたいと考えております。その時点で、まちとして機能することになります。

また、地区北側の一部では太田警察署が移転される予定でございまして、令和3年10月に土地の引き渡しを行い、ほかの箇所に先行して立地がなされるものと考えております。

続きまして、2つ目のご質問でございます。本事業の仕組みと市と組合の役割のあり方と事業費についてでございます。

まず、事業の仕組みとしましては、他市の昨今の事例でも同様でございますが、組合による造成工事など土地区画整理事業本体と、当市による主要なインフラ整備との、大きく2つから成り立っていると言えます。組合による事業では、組合員の土地を一定割合、提供いただく、この制度を減歩と申しておりますが、その減歩により、組合加入の土地が生み出され、その土地の大半を進出企業に購入していただき、そして、その保留地の残る土地を、国土交通省で定められた制度のもとで、一定割合を市が公共用地として買い上げることにより、主要な事業資金を確保し、事業を展開してまいります。

もう一方の事業者であります当市としましては、組合に対しまして事業上の助言、指導等を行うとともに、道路、下水道などインフラ整備を行います。このことから、当事業は組合と市が協力、一体となって事業を推進していく必要があると言えます。

事業費につきましては、現在の事業計画書では、東部土地区画整理組合は造成工事など約28億円を、市ではインフラ整備など約19億円を計上しております。なお、市の事業につきましては、国の交付金を活用することで進めております。

今後も、事業推進に向けて、組合、業務代行者グループ、市が連携を密にし、冒頭で申し上げました国道沿道などのアクセス性、一連の土地であります1つの区画が4から5ヘクタールの広さを持つことにより商業施設の集積が可能といった、これら高条件を生かしまして、カインズなど大型商業施設に加えまして、当市に現在不足し、市民の皆様からも望まれておりますアパレル店やカフェ、書店などの立地によりまして、皆様に長く愛され、活気のあるまちの形成を目指してまいります。

続きまして、仮称真弓トンネルを含む市道0139号線の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、この道路の重要性、必要性について申し上げたいと思います。

1つ目は、この道路及びトンネルができることで、毎日、日立市へ1時間以上かけて通勤されておられる4,000人以上の市民への大幅な時間短縮により、負担の軽減がなされること。

2つ目は、市内の医療機関で対応できないような病状や急を要します患者さんが高度医療体制の整った日立市内の病院へ救急搬送が容易になることとございます。参考までに、昨年1月から12月までの1年間で、救急車の医療機関別の搬送件数は、市内の病院は573件、日立市の病院へは352件となっております。当道路トンネルの供用開始がなされれば、救急医療の面でも大変大きな効果が期待できるのではと考えております。

3つ目は、災害時におけます両市間の緊急避難路や物資等の緊急輸送路としても大いに利用できると言えます。

4つ目でございますが、当市内で進めております、先ほどの東部土地区画整理事業地をはじめとしました当市の中心市街地の各商業拠点などにおきましても、商圈と申しますか、誘致可能な距離が広がり、経済的な効果も認められることなど、当市の将来にわたってさまざまな効果が期待できるものと考えております。

次に、当道路の現在までの進捗状況でございますが、地元への第1回説明会を平成29年12月から30年2月にかけて、真弓町、亀作町、高貫町、四季の丘はたそめにおいて開催し、第2回説明会を平成30年11月から31年2月にかけて、同4町会で開催しております。その他にもさまざまな方面の方々からもご意見をいただき、道路やトンネル、橋梁の実設計図を作成してまいりました。

今回、この設計図案などができ上がったため、第3回の地元説明会を各町会で開催したく、調整を始めたところとございます。説明会の日程につきましては、新型コロナウイルスの動向などを見極める必要がございますが、同説明会後には、境界立ち会いなどの用地測量、補償調査を行いまして、続いて、用地買収等を鋭意進めてまいりたいと考えております。

次に、用地買収等がスムーズに進むことが前提ではございますが、令和4年度からトンネル工事に着手しまして、おおむね令和6年度末から7年度には供用開始を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当道路事業は、冒頭で申しました重要性を考慮し、少しでも早い供用開始を目指す必要性から、財政面では国土交通省と内閣府の交付金などを活用しまして、設計や工事などの実施面では茨城県の技術的な支援を受けるべく、県への委託事業として進めております。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 東部土地区画整理事業の進捗状況について、3点目の進出企業の誘致状況についてのご質問にお答えします。

東部土地区画整理事業を進めるに当たり、約26ヘクタールの事業用地を南側から北側にかけて、A、B、C、Dと、大きく4つの街区に分けておりますが、一番南側のA街区、約4ヘクタールにつきましては、デベロッパーであるフォレストモールが用地を取得し、スーパーマーケッ

トのヨークベニマルを中心とするショッピングモールを予定しております。

B街区、約5ヘクタールにつきましては、ただいま建設部長答弁にもございましたが、株式会社カインズが一部賃貸を含む用地を取得しまして、ホームセンターを中心とする街区の形成を予定しております。

また、B街区に隣接する太田さくら認定こども園が南側隣接地、0.5ヘクタールの用地を取得予定をしております。

さらには、D街区の一番北側に、太田警察署、0.8ヘクタールの移転が予定されているところでございます。

このほか、カーディーラーからも購入意向が示されており、C、D街区の残り用地、約9ヘクタールへの企業誘致に現在取り組んでいるところでございます。

東部地区への誘致に当たりましては、市民の多くが望む、紳士服や婦人服、子ども服などのアパレル関係やベビー用品店、コーヒーショップ、書店などに加え、ホテルやカーディーラーなど、業種の幅を広げまして、市民の利便性向上につながるよう誘致活動を行っております。

事業地内の工事が進むにつれ企業からの問い合わせや現地視察に来られる企業も見られるようになってきており、市では早期に企業誘致が進むよう、固定資産税の5年間の優遇制度や上下水道料金の助成を初め、市が望むアパレル関係や書店等の業種に対し、店舗面積に応じ、年間500万円を10年間、最大5,000万円を助成する他市町村にはない特別な優遇制度を設けまして、誘致活動を進めております。

今後におきましても、東部地区への誘致活動に当たりましては茨城県や金融機関等と連携を図りまして、引き続き積極的な誘致活動を推進してまいります。

○成井小太郎議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。2回目は、確認と要望を申し上げます。

第1の質問の東部土地区画整理事業について、これ確認でございますが、1点の現在までの進捗状況とまちとして機能するまでのスケジュールについては、4月の中旬ごろには組合と保留購入企業、土地の売買契約を締結すること。保留地の売買など、処分や利用先が決まっているのは、約26ヘクタールのうち17ヘクタールであり、約9ヘクタールについては、企業誘致などを進めて利用先の確保を図ること。そしてまた、令和5年度には、商業施設のオープンを迎え、まちとして機能を図りたいということなどの理解が進みました。

2点目の本事業の仕組みと市の組合と役割と事業費については、組合による土地造成や調整池など、土地区画整理事業本体と市による道路、下水道などの主要インフラ整備との2つから今回の事業が成り立っていること。このことから、組合と市が協力し、一体となって事業を推進しているということを理解いたしました。

そしてまた、事業費については、東部土地区画整理組合は、造成工事など費用約28億円を、市はインフラ整備など、約19億円をかけて計画していること、そしてこの市の事業は国の交付金を活用することなどを理解いたしました。

3点目の企業誘致については、現在、決定されている状況は、南側のA街区にはデベロッパーであるフォレストモールがスーパーマーケットを中心としたショッピングモールを予定、B街区には株式会社カインズホームがホームセンターを予定、そしてまた、保育園が土地を取得。D街区は太田警察署の移転が予定されているということを理解いたしました。

残りの土地活用についても、鋭意努力して取り組んでいることを理解いたしました。

また、本市のさまざまな誘致優遇制度をぜひともご利用いただき、先ほどもご答弁にありましたように、市民の利便性につながるような企業誘致をぜひともお願いいたします。

第2の質問の市道0139号線の整備については、私は、ご答弁にあったように、この道路は重要性ある道路であると思います。計画される土地の地権者を含め、市民の皆さんのご理解をいただきながら、少しでも早い道路の開通を望みます。よろしくをお願いいたします。

私は、今回、東部土地区画整理事業と市道0139号線の整備について質問をいたしました。26ヘクタールの面整備をして、新しいまちを作る。県道として整備が進まなかった道路計画を市が大きな予算をかけて行う。この2つの事業は、常陸太田市始まって以来の大事業であると思います。

私は、このような大きな事業を進めるには、すばらしいまちにしたいなとか、利便性ある道路にしたいなという思いも大切であります。執行部の皆さんや、この事業を議決した私たち議員のこの事業にかける覚悟が最も大切ではないかと思っています。

市長が施政方針で述べられた「未来を見据えながら、次世代を担う子どもたちが誇れる、持続可能なまちを目指す」の決意のもと、この2つの事業に全力で取り組んでいただくことを改めてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。4番諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

現在、核家族化、高齢者社会、地域社会で個々の人のつながりの希薄化が叫ばれてはばれていません。子育てに悩むお母さん、ひとり暮らしになってしまった高齢者、また、重い障害を持つ人など、社会的な弱者が地域で孤立することがないように、優しく支援の手を差し伸べているのが民生委員の皆様です。

民生委員の皆様は、住民の最も身近なところで活動する地域福祉の中心的な担い手として、極めて重要な役割を担っております。今、ますます需要が増しており、その役割を果たしていただくためには、民生委員の皆様の活動と市の地域福祉への取り組みの連携が重要であり、ひとり暮らしの高齢者や身体障害者、ひとり親家庭などの身近な相談相手として、地域を支えていく力となっていただいております。

民生委員制度は、前身となる方面委員制度が大正7年に大阪の地で誕生してから、平成30年に100周年を迎え、制度がスタートしてから100年を超えた今も、特別職の非常勤地方公務員として、地元根差し、住民の課題を受けとめ、行政につないでいただいております。

民生委員の皆様の活動は、地域における調査、実態把握、生活困窮者などの相談支援、要支援者の見守り、訪問、要保護児童の発見、通告など、多岐にわたる地域福祉の活動を行っております。

少子化が進行する中、市民生活の価値感の多様化により、地域社会のあり方も大きく変わり、役割は地域に暮らす人々のよき相談相手となるばかりでなく、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった新たな社会的課題に対応を求められ、要支援者のために地域行政や関係機関との連携、調整役として重責を担い、日々市民のために活動していただいています。

近年、高齢者を取り巻く社会問題として、孤独死、孤立死や振り込め詐欺、高齢者宅押し込み強盗、高齢者虐待などの深刻なニュースが数多く報道されています。このように、高齢者の見守り活動は必要性が高く、介護とともに、高齢者福祉施策の中でも特に重要であると考えます。

高齢者の見守りで1番のかぎとなる人物は民生委員の皆様です。児童虐待、高齢者虐待、子どもの貧困、ひきこもり、認知症、自殺等の要因の一つが地域からの孤立と推測されている、そのような時代であるからこそ、身近な民生委員の皆様の活躍が生活の安全網となり、安全や安心を提供する役目を果たしております。昨年12月には民生委員が一斉に改選されましたが、民生委員の皆様の支援活動は増える一方であり、加えて、なり手不足の問題となっております。

そこで、民生委員の役割となり手不足という課題について、1つ、民生委員の任用の仕組みについて伺います。

2つ目、民生委員の活動状況について伺います。

3つ目、本市の充足率について伺います。

4つ目、なり手が不足している現状を市としてどのように考えているのかについて伺います。

5つ目、民生委員の活動費について伺います。

以上、1問、5点についてお伺いし、1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 民生委員の現状と課題について、民生委員の役割となり手不足という課題についての5点のご質問にお答えいたします。

まず、民生委員の任用の仕組みについてでございますが、民生委員は、「民生委員法」第5条の規定に基づき、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱されています。その人選については、市から各町会へ地域で活動いただく民生委員候補者の推薦を依頼しまして、各町会から民生委員の候補者の推薦をいただいております。候補者につきましては、市の民生委員推薦会での審議を行った後、県へ推薦をし、県及び国での審議等を経て、厚生労働大臣から委嘱を受けることとなります。なお、民生委員は「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ねており、主たる業務としまして、児童に関することを専門に行う主任児童委員が別に委嘱されてございます。

2点目の民生委員の活動状況についてでございますが、民生委員の職務については「民生委員法」第14条に、また、児童委員、主任児童委員につきましては「児童福祉法」第17条に規定

されておりますが、少子・高齢化等により地域のつながりが薄れつつある中、高齢者や障害のある方、子育てや介護している方などが周囲に相談できず孤立してしまうことのないよう、地域の身近な相談相手、支援者として重要な役割を担っております。

具体的には、安否確認などの活動を通しまして、住民の実態やニーズを日常的に把握したり、介護や子育て等に関する相談を受けたり、福祉支援等のサービスに関する情報を提供したり……

○成井小太郎議長 暫時休憩します。暫時休憩。

[マイク不具合のため暫時休憩をする]

午後 1 時 3 5 分休憩

午後 1 時 3 6 分再開

○成井小太郎議長 再開します。

○岡部光洋保健福祉部長 失礼いたしました。2点目の部分からご答弁申し上げます。

2点目の民生委員の活動状況についてでございますが、民生委員の職務につきましては、「民生委員法」第14条に、また、児童委員、主任児童委員につきましては「児童福祉法」第17条に規定されておりますが、少子・高齢化等により地域のつながりが薄れつつある中、高齢者や障害のある方、子育てや介護している方などが周囲に相談できず孤立してしまうことのないよう、地域の身近な相談相手支援者として重要な役割を担っております。

具体的には、安否確認などの活動を通して、住民の実態やニーズを日常的に把握したり、介護や子育て等に関する相談を受けたり、福祉支援等のサービスに関する情報を提供したり、関係機関との連携や協力など多岐にわたり、平成30年度の1年間の総活動件数は2万2,664件で、そのうち、相談支援については2,249件であり、民生委員児童委員1人のひと月当たりの平均活動日数は11.8日となっております。

3点目の本市での充足率についてでございますが、本市の民生委員児童委員の定数は、主に各地域で活動する地区担当が131名、主任児童委員が8名で、合計139名となっております。昨年12月の一斉改選で、地区担当126名、主任児童委員8名の方が委嘱され、現在、地区担当が5名欠員となっており、充足率は96.4%でございます。欠員地区につきましては、引き続き町会へ推選依頼をしているところでございます。

4点目のなり手が不足している現状を市としてどのように考えているのかについてでございますが、民生委員児童委員は、高齢化が急速に進む中、地域福祉のキーパーソンとして非常に重要な役割を担っていることから、委員の活動での困り事に対応するため、民生委員児童委員協議会活動を支援するとともに、活動の下支えに努めており、さらには、民生委員がチームの一員となって担当地区をカバーする体制である、ふれあいネットワークの充実に努めているところであります。

また、民生委員児童委員の配置でございますけれども、委員の活動の平準化という面から、人口、世帯数、高齢者数、地形的なことなど、いろいろな条件を勘案いたしまして、令和4年12月の次回の改選までに各地区民生委員児童委員協議会及び関係機関等と協議しながら検討してま

いりたいと考えております。

5点目の民生委員の活動費についてでございますが、委員は「民生委員法」第10条におきまして給与を支給しないと定められており、原則無報酬となっております。委員活動に係るガソリン代や電話代等の実費弁償として活動費が支給されており、県を通して国から委員1人当たり年額5万9,000円、会長1人当たり年額8,000円、合計で823万3,000円が民生委員児童委員協議会委員に対しまして支給されてございます。また、市の補助金といたしまして、各地区民生委員児童委員協議会に対し、委員1人当たり年額1万3,500円と、民生委員児童委員協議会の運営活動に必要な経費といたしまして年額18万5,000円、合計で261万8,000円を支給してございます。このほか、民生委員児童委員協議会が行う研究協議等のための経費といたしまして、県から活動費補助金が定数割で委員1人当たり2,660円、合計で36万9,740円が交付されてございます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁いただき、大変ありがとうございました。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

②の活動状況の中で、答弁の中で、関係機関との連携との説明がありましたが、その地域の障害者や高齢者、支援を必要とする方に対する関係機関との情報共有についてどのようにされているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

民生委員児童委員につきましては、地域の町会組織との連携はもちろんでございますけれども、それぞれの地域の学校と、約年2回程度でございますけれども、懇談会を開催しまして、児童生徒に関する情報交換等を行ってございます。また、市障害者自立支援協議会、それから地域包括支援センター、また、市子ども・子育て会議、それから、市社会福祉協議会等の組織の委員として参画をしております。市の施策等に対しまして、必要な地域の情報、意見等をいただきながら、情報の共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

民生委員の皆様の活動は地道な活動も多い中、住民一人ひとりが担い手となり、支え合い、地域づくりを求められており、より一層の地域での支え合い意識を醸成し、共有する中から民生委員の皆様のなり手を見出していく必要があると思います。交通費や文具代、連絡通信費などの実際にかかる経費と比較すると、必ずしも十分な水準ではないと考えます。

次回の民生委員の改選は令和4年12月1日となっておりますので、民生委員の皆様の活動しやすい体制づくりを要望しまして、私、諏訪一則の一般質問を終わりにいたします。

○成井小太郎議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。議長の発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税について質問いたします。

個人版ふるさと納税について、ふるさと納税の本市の現状について、まず伺います。

ふるさと納税制度は、2008年の創設から12年が経過し、当初は80億円余りだった寄附総額は、2018年度は5,100億円を優に超えております。今や、国民の支持を得ている制度になってきたと見て間違いのないと思います。

ご存じのように、ふるさと納税で2,000円を超える寄附をすると、年収や寄附額に応じ、所得税と住民税について税額控除が受けられ、その上、寄附者に対し、自治体から地元産品などが返礼品として贈られます。この返礼品の魅力がふるさと納税の拡大を大きく後押しいたしました。

ただ、返礼品の価格は寄附額の3割が目安とされていたにもかかわらず、豪華な返礼品で寄附を集める自治体が続出し、総務省が返礼品の見直しを要請する事態となり、昨年令和元年6月1日より、新たなふるさと納税指定制度が施行されました。これにより、総務大臣による指定を受けていない地方団体に対する寄附はふるさと納税の対象外となります。

こうした中、皆さんご存じのように、数年前から返礼品の内容に変化が見られてきております。例えば、高齢者の見守り支援です。日本郵便が始めた見守り訪問サービスをふるさと納税の返礼品として使えるようにいたしました。郵便局員が月1回、高齢者の自宅を訪ねて暮らしぶりを確認し、離れて暮らす家族に伝えるというものです。現在、60を超える自治体が返礼品の1つとしています。

このように、物ではなくサービスを提供するという視点、とりわけ寄附者の悩みを解決する視点が目を引いているようでございます。

また、西日本豪雨、そして昨年の台風により被災した自治体を支援するために、ふるさと納税を利用するケースも増えてきております。

そこで、本市のふるさと納税の現状について、件数や金額をお示していただきながら、その取り組みの現状をお伺いをいたします。

次に、企業版ふるさと納税についてお伺いをいたします。

企業版ふるさと納税の概要についてお伺いをいたします。地域活性化を目的とする自治体の事業に寄附した企業が会計上の損金算入や税額控除を受けられる企業版ふるさと納税、これは、各自治体で企画立案し、国が認定した事業が対象となります。この制度には、独自の地域振興策を実施したくても、財源不足に悩む多くの自治体から熱い視線が注がれております。

この企業版ふるさと納税、2020年度税制改正で5年延長となり、寄附額の税額控除が倍の6割となり、損金算入3割と合わせると企業負担は1割程度に軽減されることにより、さらに注目をされております。

そこで、この企業版ふるさと納税の概要についてをお伺いをいたします。

続きまして、企業版ふるさと納税の本市の取り組みについてお伺いをいたします。境町では、

企業版ふるさと納税制度が始まった2016年度からその取り組みを始め、境町文化村の公園と遊具の整備、ハワイでの観光交流事業の実施、空き店舗を再利用した複合施設「河岸の駅さかい」をオープンさせるなど、地域活性化につなげております。企業の寄附額も、当初の7,700万円から、2019年は3億円を超えております。

企業版ふるさと納税制度は、いかに企業に対して魅力ある自治体の創意工夫の企画がアピールできるかにかかっております。本市の取り組みについてのご所見をお伺いをいたします。

大きな2番目の終活サポートについてお伺いいたします。

初めに、アドバンスケアプランニング、ACPについてお伺いいたします。アドバンスケアプランニングについてのご所見でございますけれども、人生最終段階を迎え、自らが望む医療やケアについて事前に考え、家族や医療関係者などと話し合いを重ねて共有する取り組みを、アドバンスケアプランニング、ACPと申します——以下、ACPと言いますのでよろしくお願いたします。と言いますが、国は、厚生労働省が中心となり、一昨年この愛称を全国から募集し、「人生会議」と決定をいたしました。

国が推奨するACPの一環として終活サポートを実践する北上市は、市民や行政、医療、介護関係者ら約40人が参加して勉強会を開催しております。勉強会では、突然病院から余命2カ月を宣告されたという想定で、人生最後の自らが望む治療やケアなど、事前の心づもりについて話し合っており、ACPについての理解を深めております。

行政や医療機関が協働で市民の終活をサポートすることは理解はできても、元気なときに終末期の話をするのは難しいところでもございますが、このような人生会議があるということを知ってもらうことが超高齢社会を早く迎える本市には必要なことと考えます。

本市として、このACPについてのご認識と今後の取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、遺族の行政等の手続についてお伺いいたします。

死亡後の手続の現状と課題についてお伺いいたします。

昨年、県外の方とお会いしたとき、市内の1人親を亡くした後、市役所での諸手続をわかりやすく効率的にできないものか、県外から来ての手続は大変とお話を伺いました。家族の葬儀の後、遺族等の役所での手続は実に煩雑です。個々の状況によっても異なりますが、少なくとも5つから7つ、多い場合は30以上の届け出に多くの窓口を回らなければなりません。

こうした手続を一括して手助けする窓口の開設が静かに広がっております。大分県別府市では、2016年5月に「おくやみコーナー」をスタートさせております。松阪市、松山市、三田市、大和市も同様な窓口を開設しております。

別府市のコーナーでは、まずお客様シートに死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらい、職員がデータを入力すると必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成されます。遺族はどの課で、どんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け、窓口へ行きます。死亡者の情報を伝えられた各窓口では、事前に準備し、窓口では「お待ちしておりました」と迎えられる。これによって必要な時間は3割から5割短くなったと言われているようです。3人の専任

者が担当して、大がかりなシステム改修もなし、自前での書式作成と関係部署への徹底によって運用されております。まさに市民の負担軽減への熱意と知恵が行政改革を進めております。

本市では、死亡後の手続についてとの案内を死亡届を出された遺族などに渡しておりますが、それだけでは不十分であると考えます。そこで、本市の現状と課題についてお伺いをいたします。

3番目に、新学習指導要領における防災教育についてお伺いをいたします。

児童生徒への防災教育について伺います。

1番目に、学校現場での従来の防災教育の現状についてお伺いをいたします。

自然災害が激甚化、頻発化する中で、防災教育の必要性が改めて高まっております。防災教育の概念は時代とともに変化してきておりますが、私などは、避難訓練を単発的に行ったという記憶しかございません。

しかし、近年では防災を幅広く捉える傾向になってきております。阪神淡路大震災以降、自助・共助・公助の中でも公助に限界があつて、隣近所に助けられたケースが多くありました。そして、全国から、そしてまた世界中から支援があり、防災を助け合いや教訓の継承を意識して考えるようになった契機となりました。

しかし、2011年3.11で、自分の命と周りの人の命をどう守っていったらいいのかというその命題を与えられました。そしてまた、最近の異常気象による災害危機を理解し、いかに備え、命を守るかが課題となってきております。それを教える学校の使命は大変大きいものがあります。

そこで、学校の現場で、防災教育の現状についてお伺いをいたします。

2つ目に、新学習指導要領の防災教育についてお伺いをいたします。

新年度に小学校から実施される新たな学習指導要領では、そうした災害の教訓を踏まえ、防災教育に関する内容が重視されました。新年度の学習指導要領での防災教育について、教える側としてどのように見ているのかのご所見をお伺いをいたします。

3つ目に、防災教育の今後の課題についてお伺いをいたします。新学習指導要領を踏まえて授業づくりをする上で、教員自身も災害に関する知識や命を守ることへの知見を高めていく視点は欠かせません。それが防災を効果的に教えられる指導力につながるからであります。このことを踏まえ、防災教育の今後の課題についてお伺いをいたします。

4つ目の障害者対策についてお伺いをいたします。

初めに、診断書の取得助成についてでございます。障害者手帳所持者の現状について、まずお伺いをいたします。

障害者手帳所持者といっても、身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳とありますが、これらの障害者手帳を所持している方は、手帳の更新時には診断書を提出することが多々あります。本市では、診断書の取得費は自己負担ですが、障害者手帳所持者の数の現状についてお伺いをいたします。

2つ目に、障害者手帳の更新に必要な診断書の取得費用の助成についてお伺いをいたします。

私のところに精神障害者保健福祉手帳を所持している方から電話がありました。内容は、本市在住でない、同様の障害者を持った方と手帳の更新の話になり、相手の方は行政から診断書の補

助が出ているとのことでした。常陸太田市ではどうしてそのような制度がないのか聞かれました。

少し調べてみますと、県内でも東海村や小美玉市で診断書の助成制度を実施しております。手帳の申請・更新に必要な診断書の費用は、障害者やその家族にとって出費の負担感があります。更新時期に診断書が必ず必要なわけでないようではありますが、診断書提出の際の負担を軽くするために、ぜひとも温かい手を差し伸べて、診断書の助成制度をご検討いただければと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後の5番目、未就学児の事故防止対策についてお伺いいたします。

初めに、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果についてお伺いをいたします。

昨年5月に大津市で散歩中の保育園児らが死傷した交通事故を受け、政府は全国で緊急点検を行いました。そして、昨年12月、緊急点検結果を公表しております。それによりますと、幼稚園や保育所を含む全国約6万2,000施設の通園路や散歩道などのうち、安全対策が必要なのは延べ約3万6,000カ所にも及んでおります。小学校などの通学路は、過去の全国点検で判明した危険カ所7万4,483カ所の約97%で対策が完了する一方、未就学児の安全対策が新たな課題として浮かび上がっております。

そこで、この未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果についてのご所見をお伺いをいたします。

次に、本市での取り組みについてお伺いをいたします。

昨年6月に、政府の関係閣僚会議で決定された交通安全緊急対策に盛り込まれた措置で、政府は昨年11月、都道府県などの自治体に整備を促す通知を出しております。そして、現在、多くの自治体で未就学児の事故防止対策を進めております。その一つには、保育所などの周辺施設で運転手に注意を促すキッズゾーンの整備があります。

キッズゾーンは、主に小学校の周辺に設置されているスクールゾーンの未就学児版で、保育施設などが近くにあることを運転手に注意喚起し、安全運転や速度の抑制へつなげるのが狙いとなります。本市ではどのような対策に取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

以上で私の最初の一般質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 ふるさと納税についてのご質問におけます、ふるさと納税の本市の現状についてお答えいたします。

初めに、本市への寄附件数及び金額について、近年の状況についてお答えいたします。

平成29年度につきましては568件、金額にいたしまして2,525万3,500円、平成30年度につきましては718件、金額にいたしまして2,460万5,000円でございます。今年度につきましては、本年2月末現在で1,326件、金額では3,421万5,440円をご寄附いただいている状況でございますが、このうち504件、1,249万4,440円につきましては、台風19号災害に係る支援分としてご寄附いただいている状況でございます。

なお、このふるさと納税制度につきましては、議員ご発言のとおり、昨年6月から総務省におきまして、返礼品は寄附額の3割以下の地場産品という基準を設けるなどの見直しを実施されてきて、基準を守らない自治体は制度から除外されることとなったところでございます。ふるさと納税本来の趣旨を重視している自治体が不利とならないような状況が解消されたものとして認識しておりますが、本市におきましては、制度のさらなる活用を図るため、引き続き返礼品の充実に取り組んでいるところでございまして、これまで市の特産品を中心に充実を図ってまいりましたが、物の返礼品だけではなく、娯楽施設利用券や体験型返礼品、いわゆるサービスの提供も取りそろえることで、さらなる充実を図っているところでございます。

昨年度までにゴルフ場の利用クーポンやバンジージャンプ体験クーポンなど6品目の返礼品を設定いたしまして、さらに今年度におきましては、新たに空き家の見守りサービスを追加したところでございます。

なお、これらの今年度の状況について申し上げますと、これまでにゴルフ場の利用クーポンについては19件、バンジージャンプ体験クーポンについては11件、合計30件ご寄附をいただいている状況でございまして、増加傾向にございます。

今後におきましても引き続き返礼品の充実を図りまして、制度のさらなる活用を努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔武藤範幸企画部長 登壇〕

○武藤範幸企画部長 企業版ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

初めに、企業版ふるさと納税の概要についてでございますが、企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が民間資金を活用して、地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施し、地方創生の取り組みをさらに加速化させていくため、地方公共団体が実施する地方創生事業に対する企業の寄附を促す制度として、平成28年度に創設された制度でございます。

具体的には、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に基づく地方創生事業であって、国が認定した地域再生計画の事業に対して企業が寄附を行った場合、寄附額の3割を法人関係税から税額控除するもので、それまでの地方公共団体に対し法人が寄附をした場合の損金算入措置による軽減効果、寄附額の約3割と合わせて、最大で寄附額の6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されるものでございます。

また、その際留意しなければならない事項といたしましては、1回当たり10万円以上の寄附が対象となること、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外であること、企業は寄附を行うことでの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されていること、地方交付税の不交付団体への寄附ができないことなどでございます。

なお、この企業版ふるさと納税につきましては、議員ご発言のように、地方創生のさらなる充実と強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度の税制改正により、税額控除の割合が現行の3割から6割に引き上げられ、損金算入による軽減効果とあわせ、最大で寄附額の約9割が軽減されるなどの大幅な見直しがされたところでございます。

次に、企業版ふるさと納税の本市の取り組みについてでございます。本市において、これまで企業版ふるさと納税を活用した地方創生事業はございませんが、引き続き地方創生の取り組みを進めていく上で、本市の事業に対し民間企業が賛同し応援をしていただけることは、財源確保という面からも有益であると認識をしておりますので、今後、本市において地方創生に取り組んでいく上では、この企業版ふるさと納税も事業内容等に応じ視野に入れた中で進めていく必要があると考えてございます。

また、寄附をしていただく民間企業の立場からいたしますと、社会貢献に意欲的な企業であっても、その企業の経営方針などの条件に合致しなければ寄附には至らないわけですから、企業版ふるさと納税を活用した地方創生事業に取り組む際は、十分に企業との調整や協議を行うとともに、市内においては、事業担当部局、財政担当部局、商工担当部局などが密に連携して進めていく必要があると考えてございます。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 終活サポートについて、アドバンスケアプランニングについてのご質問にお答えいたします。

アドバンスケアプランニングにつきまして、国におきましては、自らが望む人生の最終段階における医療ケアについて前もって考え、医療ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取り組みとしており、また、日本医師会におきましては、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、患者を主体に医療ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者の意思決定を支援するプロセスとしております。

国では、人生の最終段階における医療のあり方について一律の定めを示すことが望ましいか否かについてはこれまで慎重な態度がとられてきたところでございますが、よりよき人生の最終段階における医療の実現に資するとして、人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインを策定し、取り組みを進めているところでございます。これらの取り組みにおきまして、個人の考えはそれぞれでございますが、本人や家族などの意思が尊重された中での最終段階の医療が提供されることは意味があるものと考えてございます。

市では、この取り組みにつきましては医療機関を通したものと認識しておりまして、特段の取り組みを現在行っていない状況でございますが、高齢者の方が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、医療、介護従事者など多職種が連携し、医療、介護、生活支援などのサービスが切れ目なく提供されます地域包括ケアシステムを推進しているところでございますので、個人それぞれの状況や考え方などに十分配慮しながら、必要に応じ案内をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、障害者対策について、診断書の取得費の助成について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、障害者手帳所持者の現状についてでございますが、令和元年12月1日現在、障害者手帳所持者は2,498人でございます。この内訳は、身体障害者手帳所持者が1,766人、療育手

帳所持者が461人、精神障害者保健福祉手帳所持者が271人でございます。

2点目の障害者手帳の更新に必要な診断書の取得費の助成についてでございますが、手帳の更新が必要となるのは身体障害者手帳所持者が再認定を受ける場合や等級の見直しが必要となった場合、また、精神障害者保健福祉手帳所持者の2年に1度の更新の場合でございます。

手帳の更新時には申請書や顔写真のほか、マイナンバー、運転免許証等、身元が確認できるものと診断書等が必要となりますが、精神障害者保健福祉手帳所持者が障害年金の支給を受けている場合は、診断書がなくても年金証書の写しにより更新手続が可能となっております。

本市では、診断書の取得費に対する助成は行っていない状況でございますが、市独自に障害者福祉サービス等自己負担金助成支給事業を実施しておりまして、ホームヘルプサービス等の介護給付や自立支援医療、または日常生活用具給付事業等の地域生活支援事業を利用する方に対しまして、福祉サービスや精神通院医療を利用したときにかかる費用の自己負担分の50%以内の助成を行っておりまして、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

なお、令和元年12月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は271人でございますが、このサービスによる精神通院医療の助成を受けている方は667人となっております。今後も障害者の方への経済的負担に対する支援に努めてまいりたいと考えておりますが、診断書の取得費助成につきましては、近隣市町村の状況を見ながら研究してまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

[鈴木淳市民生活部長 登壇]

○鈴木淳市民生活部長 終活サポートについてのご質問のうち、遺族の行政等の手続についてお答えいたします。

初めに、死亡後の手続の現状でございますが、死亡届が出されますと、窓口において死亡後の手続についてのご案内をお渡しし、ご遺族は、後日、お渡しした案内から該当する行政手続をさせていただいているところでございます。また、ご遺族から行政手続等で窓口にご相談があれば、随時、窓口職員が相談を受け手続の必要性などがあれば、関係各課に同行案内して丁寧な対応に当たっているところでございます。

続きまして、手続の課題でございますが、先ほどご説明いたしました窓口でお渡ししている案内については、現在、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等、死亡後なるべく早く行っていただく11件の手続のみの記載となっておりますため、今後、他市町村の状況を参考に内容の充実を図ってまいります。

また、議員ご発言の別府市の事例である関係書類一括作成などは、ご遺族の負担軽減につながると考えますことから、先進事例等を研究してまいり、引き続き関係各課と連携をとりながら、ご遺族の方に寄り添った窓口対応に努めてまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 新学習指導要領の防災教育について、3点のご質問にお答えいたします。

1点目の学校現場における従来の防災教育の現状についてお答えいたします。防災教育は、防

災に関する基礎的、基本的事項を理解し、適切な判断ができるようにすること、また、今後予測される防災に関する問題を取り上げ、実践的な能力や態度などを身に付けることを狙いとし、教科や特別活動等で取り扱うこととなっております。

現在、小学校では、社会科で震災に遭った方々の体験やその復興と政治とのかかわり等、防災の取り組みについて学んでおります。また、理科では台風と天気の変化による災害について学んでいます。

さらに、中学校では社会科や理科、保健体育等において自然災害や防災への取り組み等について学んでおります。また、学校行事として、実践的な能力や態度を身に付けることを目的に、火災や地震、原子力災害、不審者等を想定した避難訓練を実施しているところです。

さらに、中学校区の小中学校が連携を図りながら、保護者への引き渡し訓練等を行っている学校も多数あります。

2点目の新学習指導要領における防災教育についてお答えいたします。

現行の学習指導要領に追加された主な内容としましては、学校行事において地域の環境や地形、自然災害等に応じた避難訓練等、地理的条件を考慮した安全の確保などについて指導することになっており、表面的、形式的な指導に終わることのないよう、より地域に密着した避難訓練等の実施が求められております。

また、小学校4年生の社会科においては、過去に県内で発生した災害を選択して取り上げ、地域の関係機関や人々が自然災害に対し、さまざまな協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、いろいろな備えをしていることを学ぶことになっているなど、各地域や学校の特色を生かした指導が求められております。

それを受け、本市においては、令和2年度より小学校4年生で使用予定の社会科副読本に、自然災害から暮らしを守るというページを新規に追加し、本市における防災について学ぶことになっております。

3点目の防災教育における今後の課題といたしましては、いかに児童生徒が自然災害を身近なこととしてとらえ、自分ごととして考え、主体的に行動できるようになることです。そのため、日ごろから、自分の住んでいる地域の環境や地形等に関心を持ち、自然災害に対して備えや実際の場面での行動等について具体的な場面を想定させ、適切に指導していくことが大切となります。

このような指導を進める上で、教師自身も地域において想定される災害や、その対応等について具体的に理解をしておくことが必要となります。そこで、毎年、教員を対象に行う県や市の主催する防災教育研修会やセミナーに積極的に参加してもらっておるところでございます。

今後とも、市教育委員会としましては、各町会ごとに設置されている自主防災組織をはじめ、地域の方々や専門家、関係機関と連携し、児童生徒が地域の一員として防災を自分ごととして捉え、より真剣に学んでいけるように、各学校の防災教育の充実に向けて助言、指導してまいりたいと考えます。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 未就学児の事故防止対策について、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、全国の緊急点検の結果についてでございますが、議員ご発言のとおり、令和元年5月に滋賀県大津市におきまして、集団で歩道を通行中の保育園の園児や先生方が死傷する痛ましい交通事故が発生いたしました。このように子どもが犠牲となる交通事故を受け、国におきまして、未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保策の一つとして、緊急安全点検を実施することとなりました。

本市の対象施設は、民間施設を含めた幼稚園4園、保育園6園、認定こども園5園の合計15園でございます。日常的に集団で移動する散歩ルート等の調査を実施し、県を通して国へ状況を報告したところでございます。

全国の調査結果につきましては、対象施設が約6万2,000件ある中で、危険箇所が9万8,000カ所であるとのことでございます。このうち、移動ルートを変えるなど、施設において対応することができない危険箇所5万2,000カ所につきましては、さらに施設関係者や道路管理者及び警察等の連携による合同点検が実施されました。その結果、3万6,000カ所につきましては、関係機関において何らかの対策が必要であるとの発表がなされたところでございます。

本市の合同点検につきましては、県、常陸太田工事事務所、太田警察署、幼稚園等の施設管理者、市役所内関係各課が合同で、昨年10月に現地において実施をいたしました。

その結果、何らかの安全対策が必要な箇所は3カ所で、内訳は、幼稚園が1カ所、認定こども園が2カ所ございました。

続きまして、本市での取り組みについてでございますが、緊急合同点検で何らかの対策が必要であるとされた3カ所につきましては、現在、道路管理者等におきまして、それぞれ対策を講じていただいているところでございます。それら3カ所の対応策でございますが、1カ所目の太田進徳幼稚園西側、国道293号線の歩道につきましては、道路の幅員が途中から狭くなり歩道が途切れているため、歩行時に危険であることから、緊急措置として、常陸太田工事事務所においてラバーポールを設置し、注意喚起を促しております。さらに、今後は、現在整備を進めております市道西宮線の改良工事に伴い完成する予定の歩道を活用するルート設定を検討して参るところでございます。

2カ所目は、太田さくら認定こども園の西側付近の国道349号線、旧道交差点でございます。この交差点は右折車線が設置されていないため、右折車両がある場合に、直進車両が歩道の端を乗り上げて通行するなど危険なケースが見られることから、常陸太田工事事務所においてラバーポールを設置し、対策を講じていただいたところでございます。

3カ所目は、のぞみこども園の南側、県道日立笠間線でございますが、横断歩道及び横断歩道ありを示す通称ダイヤモンドマークを、道路標示が摩耗等により劣化し見えなくなっており、減速や停車をしない車が目立ち危険であることから、太田警察署において、現在、修繕等の手続を進めているところでございます。

今後も引き続き関係機関等との連携による合同点検を実施してまいりますとともに、安全の確

保が必要な箇所につきましては道路管理者等と対応策を協議し改善を図りながら、未就学児等の日常の交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ご答弁，大変ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

初めに，ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の本市の現状でございますけれども，平成29年，30年，そして令和元年と数字をお示ししていただきました。昨年，令和元年度は大幅に増えまして，1,326件，3,421万円ほどということでありまして，災害の関係で，その分を差し引きますと，前年とほぼ同じような感じで，前年718件に対して，令和元年は800件，そしてまた金額も平成30年度が2,460万円で，昨年は，同じく災害を差し引くと2,200万ほどでございますので，29,30，令和元年とほぼ同額で進んでいるのかなという感じがいたしました。

そこでですけれども，寄附額とこの寄附の件数の推移ですけれども，もっとさかのぼってみて，どのように分析されているのか，お伺いしたいと思っております。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり，ただいま申し上げましたように，金額につきましては2,500万，2,400万というふうに横ばい状況が続いております。

当市におきましては，返礼品の上位を占めるものがコシヒカリ，さらには常陸牛，ローズポークといった生鮮品でございます。こちらのほうが定着をして，それが返礼品という形で寄附を続けていただいているというふうな状況で分析しております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 過去，ふるさとチョイスに最初登録したときに4,000万以上の寄附金がありました。そういった経緯もあって，だんだん同じような返礼品が増えてきて，平準化されてきたというような形なんだと思います。

それで，2018年度の本市の寄附額，寄附件数なんですけれども，県内でどのぐらいにランク付けされているのか，分析されていればお教え願いたいと思っております。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

2018年度のランキングということでございますが，まず，寄附額でございますが，こちらが44市町村中で30位，寄附の件数では44市町村中で35番目という数字になってございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

私，認識不足で，もうちょっと上なのかなと思ってたんですけれども，結構，常陸太田市，頑

張ってるようで、なかなか数字が上がってきてなかったんだなという思いがございます。

調べますと、1億円以上が県内44市町村の中で16件あるんですね。また、寄附件数が1万件以上ある市町村が9件ございます。本市が件数で700件ほどなので、本当に頑張ってるところはすごいんだなという、そういう思いでいっぱいでございます。

そこで、他市町村との返礼品の違いをどのように精査しているのか、お伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

当市におきましては、この返礼品につきましては、基準に基づきまして寄附額の3割以下の地場産品ということで取りそろえている状況でございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、返礼品の選ぶ選択率でございますが、全国的にやはり米または精肉関係ということで生鮮品が多い状況でございます。当市においても、先ほど申し上げましたように、そちらが上位を占めている状況ということでございます。

これからにつきましては、先ほども、これも答弁差し上げましたけれども、サービスの提供等、そういった返礼品のほうにも注力していきたいというふうに考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひともそういった新たなサービス提供という形で品数を増やしていただきたいと思います。本当に、この寄附に込められた善意に応じて、地域の発展や課題解決に結びつくよう、本市でも工夫を重ねてもらいたいと念願をしております。

続きまして、企業版ふるさと納税についてでございます。

概要はおおむねわかりました。ある程度きちっとやっていかないと、本当にこの企業版ふるさと納税というのは難しいんだなという思いでございます。

今は世界的に各企業が、自社の事業はもちろんでございますけれども、ほかに持続可能な社会に向けて、SDGsに、どの観点から取り組んでいるのかが問われている時代でございます。そういった意味において、企業に対して多様なアプローチができると考えますが、その部分のご所見をお伺いいたします。

○成井小太郎議長 企画部長。

○武藤範幸企画部長 議員ご発言のとおり、各企業のSDGsの考えに基づく取り組みも多種多様でございまして、これまで企業版ふるさと納税を活用した自治体における地方創生事業の全国的に見た事例におきましても、観光交流、人材育成、環境保全、子育て、物づくりなど、多様な分野にわたる取り組みとなっており、SDGsの理念に沿った事業も多く見られますので、本市におきましても、地方創生事業に取り組んでいく上で、SDGsの理念も取り入れながらの事業の立案や企業へのアプローチは重要なものと考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。先ほども最初で申し上げましたけれども、自治体にとってはいかに多くの企業から寄附を集められるかが知恵の絞りどころでございます。企業にとって魅力的な事業を立案できているのかどうか、興味を示してくれそうな企業のリサーチが

どうできているのかなど、自治体の戦略的な取り組みが問われているところでもあります。その意味では、企業版ふるさと納税を進める上で、どこが責任を持っていくのか、庁内できちっとした体制を整える必要があるかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○成井小太郎議長 企画部長。

○武藤範幸企画部長 庁内体制でございますが、事業内容等にもよりますが、基本的には、地方創生の担当である企画部局が中心となり、事業担当部課や財政担当部課など、あるいは商工観光部課などに関連する部課等が密に連携して取り組んでいくことになると考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） しっかりと企画のほうで、音頭をとってやっていくということなんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、終活サポートについてでございます。ACPについてでございますけれども、これは非常に難しい問題、これからの問題でありますけれども、ちょっと引用させていただきますけれども、NPO法人の希望の会の理事長の轟浩美さんという方がいらっしゃいまして、次のように話しております。

「私たちの判断が正しかったとは言い切れません。でも、どれだけ事前に話し合っても、想定外の事態に直面する可能性はあります。そんなときに、専門的な知識がある医師や看護師から助言を受ける選択肢があると知ってほしい。人生会議のメンバーには、身近な人だけではなく、医療者も含まれているんです」と、そういったことを言っております。そういった普及をぜひとも進めていただきたい、行政もかかわっていただきたいと念願するものでございます。

続きまして、遺族の行政等の手続でございますけれども、その案内なんですけれども、本市は本当に少なく、出雲市の死亡後の手続のガイドを見ても、居住していた家が空き家になった場合の案内とか、犬を飼っていた場合の飼い主の変更とか、タクシー利用券の登録証の返却まで、本当に微に入り細に入り、きちっと細かく、その際必要なものはこんなもの必要です、その手続できる方はこういう方が手続できますよ、まで記載されたガイドをきちっと出されております。負担軽減への熱意と知恵が本当に行政改革を進めているんだなとつくづく感心をいたしました。本市でも、まずはこの死亡後の手続についての案内を全庁的な内容に切りかえていただきたいと思ひますので、よろしくご検討をお願ひしたいと思ひます。

続きまして、新学習指導要領における防災教育についてでございます。

内容は理解をいたしました。ただ、最後の今後の課題についてでございますけれども、教育長の発言のとおり、やはり教員がしっかりと防災教育についての理解を示していかないと、また切実に考えていかないとならない問題かなと思っております。2011年の3.11で、大川小学校の津波被災は、教員たちに防災に関する資質を高める必要性を突きつけました。当然、全国の教員がそれを重く受けとめたと思っております。教員として最低限どのような知識や能力を身に付ける必要があるのかを具体的に整理して、教員の防災力の底上げを図ることが求められていると思ひます。

大川小学校とは反対に、閑上（ゆりあげ）の奇跡というものがありません。閑上にあつた保育

所の所長が震災前の2009年に赴任しまして、この閑上には、リアス式海岸でない閑上には津波は来ないよという伝承があったそうでありますけれども、過去3メートルの津波が来たということを知ったときに、この建物2メートルしかないのに大丈夫かなと赴任した所長さんは思ったそうでございます。そこで、赴任した当初から避難マニュアルを作り始めまして、その改善に努めて、毎月避難訓練や実際の避難場所へ行くなどの検証を重ねたそうであります。そして、2011年の東日本大震災に直面しまして、10人の全職員が5台の車で園児54人全員を無事に避難して、海からわずか260メートルの場所にあった保育所の避難行動は閑上の奇跡と称されたとおっしゃっております。

この所長さんはこう語っておりました。「奇跡は訓練の積み重ねでしか起こらない」と述べたそうでございます。本当にこういった教員の方の自覚というか、そういったものが本当に基本となって児童生徒に伝わっていくんだなとつくづく感じております。

子どもたちが学校で習った防災の実践というのが家庭や地域に与える影響等は少なくないと思っております。足腰の弱いお年寄りの避難を子どもたちが支える体験学習を行ったことで、地域の地域防災訓練への参加率が上がったという事例もお聞きいたしました。子どもたちは自分自身が社会の一員として、地域の安全、安心に貢献できるという自己有用感を高める意味で、体験学習は非常に大きな効果があると考えております。

ともあれ、教員の方は非常に多忙であります。その中で、防災教育を何か難しく過重なものと捉えるのではなくて、実践する子どもたちが、地域が変わったと語る教員が増えて、実践が広がっていくことを願います。

4番目の診断書取得の助成についてでございます。

おおむね理解をいたしましたけれども、答弁にありました部分でありますけれども、精神障害者保健福祉手帳の所持者が271人と意外と少ないということに私は驚いてるんですけども、その分、精神通院医療を利用している方が667人いらっしゃるということで、400人ほど増えているんですね。そういった精神障害者保健福祉手帳を所持されてる方というのは意外と少ないんだな、精神的な障害を持つての方は少ないんだなということを理解しました。

本市では精神通院医療を独自で行っているということで、そういった方の経済的負担を軽減を図っているというご答弁でありますので、今後しっかり診断書の取得助成についても、近隣の状況を見ながら、ぜひとも政策に結びつけていただきたいと願うものでございます。

最後になりますけれども、未就学児の事故防止対策についてでございます。

最後1カ所だけ、まだ対策がなされていないようですけれども、早急にできるよう、しっかりと関係機関と連携をとっていただきたいと願います。

また、園舎等の施設周辺で運転手に注意を促す、先ほど申しましたキッズゾーンの整備、これは非常に全国的に広がっていると聞いております。運転者に注意を促すという意味では非常に有効だと思いますけれども、その整備に対する考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 先ほどのご答弁の中で、市道西宮線と申し上げましたが、正しくは市道新宿西宮線でございますので、ご訂正を申し上げます。

ただいまのキッズゾーンの設定についてのご質問にお答えいたします。

キッズゾーンは、厚生労働省所管の事業でございます。保育園等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものでございます。

保育園周辺が既にスクールゾーンとして設定されている場合には、既存の交通安全対策を優先させることが原則でありますことから、今後、保健福祉部との調整や道路管理者及び警察等との連携の中で研究をしてみたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○成井小太郎議長 以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすは休会とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、あしたは休会とすることに決しました。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は3月9日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時40分散会